

教育委員会定例会日程

平成26年8月28日

1 開 会

2 前回及び臨時会会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 小田原市いじめ防止基本方針策定における進捗状況について

(資料3 教育指導課)

(2) 史跡小田原城跡の追加指定について

(資料4 文化財課)

5 議事

日程第1

議案第21号

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(文化財課)

日程第2

議案第22号

小田原市図書館協議会委員の任命について

(図書館)

日程第3

議案第23号

平成26年度(平成25年度分)教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

日程第4

議案第24号

公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

(教育指導課)

6 その他

(1) 第16回城下町おだわらツーデーマーチの開催について

(資料1 スポーツ課)

(2) かもめ図書館の臨時休館について

(資料2 図書館)

7 閉 会

資 料1
どのコースも、お楽しみ満載。

城下町おだわら ツーデーマーチ 16th

2014年11月

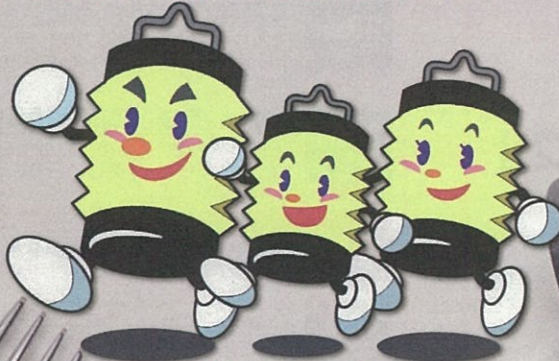
15(土)・16(日) 雨天決行



小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町連携事業 日本マーチングリーグ加盟大会



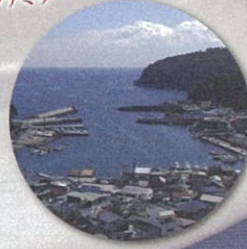
小田原コース



nessaihoファミリー



真鶴・湯河原コース



箱根コース

お申し込みは9/1(月)からインターネット・郵送・各市町の窓口で

特別企画①
ウォーキングで婚活

特別企画②
キッズお城探検ウォーク

小田原市
農業まつり併催

小田原市商店街連合会
青年部企画
6km・10kmコース(15日)の
山根公園で茶菓おもてなし

城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会事務局

〒250-0866 神奈川県小田原市中曽根263番地 小田原アリーナ内 Tel.0465-38-1198 詳しくは、ホームページへアクセス

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>



【主催】小田原市、小田原市教育委員会、箱根町、箱根町教育委員会、真鶴町、真鶴町教育委員会、湯河原町、湯河原町教育委員会、(一社)日本ウォーキング協会、朝日新聞社 【主管】城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会 【共催】NPO法人神奈川ウォーキング協会 【後援】神奈川県、神奈川県教育委員会、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町(順不同) 【協力】神奈川県東地域環境総合センター、神奈川県西土木事務所、小田原警察署、小田原交通安全協会、(公財)小田原市体育協会、小田原市スポーツ推進委員協議会、小田原市スポーツ少年団、小田原市スポーツ推進審議会、小田原市足柄地域労働者福祉協議会、小田原箱根商工会議所、(公社)小田原青年会議所、(公社)小田原市商店街連合会、(一社)小田原市観光協会、小田原市自治会総連合、小田原市青少年健全育成連絡協議会、小田原市青少年育成推進協議会、小田原市PTA連絡協議会、小田原市子ども会連絡協議会、小田原市民生委員児童委員協議会、小田原市老人クラブ連合会、小田原市地域婦人団体連絡協議会、小田原市母子寡婦福祉会、健康おだわら普及員連絡会、(一社)小田原医師会、小田原市赤十字奉仕団救護部、東海大学湘南校舎ライフセービングクラブ赤十字奉仕団、NPO法人国際ボランティア学生協会、国際医療福祉大学小田原保健医療学部理学療法学科、(公社)神奈川県理学療法士会、東西部地区リハビリテーション連絡協議会、小田原市ボランティア連絡協議会、小田原市環境ボランティア協会、NPO法人小田原ガイド協会、小田原さん歩の会、小田原市歩け歩きの会、東日本旅客鉄道茅渚支社、東海旅客鉄道株、小田急電鉄株、(株)小田急トラベル小田原旅行センター、伊豆箱根鉄道株、伊豆箱根バス株、箱根登山鉄道株、箱根登山バス株、(株)ジェイコム小田原、FMおだわら株、さがみ信用金庫、箱根町歩く会、箱根町女性会連絡協議会、箱根町救助赤十字奉仕団、(一財)箱根町観光協会、箱根温泉旅館協同組合、箱根町寮・保養所団体協議会、(公財)箱根町文化・スポーツ財団、真鶴町体育協会、真鶴町スポーツ推進委員連絡協議会、真鶴町青少年指導員協議会、真鶴町交通指導隊、(一社)真鶴町観光協会、(一社)湯河原温泉観光協会、湯河原町商工会、湯河原温泉旅館協同組合、湯河原町体育協会、湯河原町スポーツ推進委員会、(株)湯河原総合情報センター、(株)エフエム熱海湯河原、(株)伊豆ケーブルネットワーク(順不同) 【公認】日本マーチングリーグ公式大会(JML)、国際日本市民スポーツ連盟公認大会(IJV・JVA)、オールジャパンウォーキングカップ神奈川県公式大会(AJWC)、関東甲信越マーチングリーグ公式大会(KKML)、美しい日本の歩きたくなるみち500選認定大会



11/15 土

……健脚向きコース

「小田原コース」

★受付/小田原城址公園二の丸広場
★スタート・フィニッシュ/小田原城址公園銅門広場

30km
コース

相模湾を見下ろす国府津・曾我山コース

相模湾、足柄平野を見下ろす絶景の国府津・曾我山を越え、のどかな田園地帯を抜けていく長距離コース

20km
コース

川の風感じる富士見散策コース

富士山の雄大な姿を眺めつつ、のどかな千代の田園地帯を通り、酒匂川沿いを歩いて飯泉観音に抜ける、全てが平坦な散策コース

10km
コース

偉人の足跡・まちなかコース

明治・昭和期の偉人の足跡をたどりつつ、小田原駅周辺の産業文化を感じ、海岸を通るまちなかコース ※ベビーカーはご遠慮ください。

6km
コース

ゆっくり歩こう憩いのファミリーコース

小さなお子様や体の不自由な方々など、誰もが気軽に歩ける優しい短距離コース ※身障者用トイレを設置します。 ※トイレ介助等、ご相談がございましたら、お問い合わせください。

「箱根コース」

★受付・スタート/箱根苑地 ★フィニッシュ/小田原城址公園銅門広場

20km
コース

天下の嶮をいく旧街道箱根路コース

箱根関所から趣のある旧東海道、石畳を通り抜け、畑宿から湯本に下る「美しい日本の歩きたくなるみち500選(No.10)」認定コース
※途中、石畳の道については滑りやすいのでご注意ください。

11/16 日

……健脚向きコース

「小田原コース」

★受付/小田原城址公園二の丸広場
★スタート・フィニッシュ/小田原城址公園銅門広場

30km
コース

二宮尊徳を訪ねる雄大な西部丘陵コース

石垣山一夜城から諏訪の原公園などがある西部丘陵を通り、尊徳記念館など尊徳ゆかりの地をめぐる「美しい日本の歩きたくなるみち500選(No.11)」認定の長距離コース

20km
コース

太閤一夜城と潮騒の早川・片浦コース

石垣山一夜城から石橋山古戦場などをめぐり、絶景の片浦の海岸線を見下ろし潮騒を感じながら歩く「美しい日本の歩きたくなるみち500選(No.11)」認定コース

10km
コース

戦国時代を偲ぶ小田原城総構コース

戦国時代の小田原城大外郭(総構)を歩き、文化財・史跡をめぐる歴史観あふれるコース

6km
コース

学んで歩こう文学・遺跡めぐりコース

歩きながら小田原ゆかりの人物を学び、市街地の遺跡めぐりを体験する小・中学生向けの教育的な短距離コース ※ベビーカーはご遠慮ください。

「真鶴・湯河原コース」

★受付・スタート/真鶴町立真鶴中学校
★フィニッシュ/小田原城址公園銅門広場

20km
コース

潮風薫る真鶴岬とみかん香る湯河原暮山コース

風情豊かな真鶴半島と風光明媚な暮山を満喫する海と山に恵まれた自然味あふれるコース
※最後、湯河原駅から電車に乗車し小田原駅下車後、フィニッシュの銅門広場を目指します。

申込方法・参加費

	事前申込		当日申込	
	申込方法	参加費	申込方法	参加費
個人申込	本書付属の「個人参加申込用紙(兼郵便振替振込取扱票)」に必要事項を記入の上、【振込】、【直接】、【郵送】のいずれかによる方法、または【インターネット】によりお申し込みください。	一般 1,500円 小・中学生 100円 未就学児 無料	大会当日、各スタート会場にて受け付けます。(参加費のお支払いは現金のみとなります。)	一般 2,000円 小・中学生 100円 未就学児 無料
団体申込 (10名以上のグループを対象とします。)	本書付属の「団体参加申込用紙」に必要事項を記入の上、【直接】、【郵送】のいずれかによる方法、または【インターネット】によりお申し込みください。	(1名あたり) 一般 1,300円 小・中学生 100円 未就学児 無料	当日の団体申込はございません。	

【振込】 郵便局にて参加費をお振り込みください。[参加費の他に払込み料金がかかります。]

【直接】 参加費を添えて、事務局(小田原アリーナ内)等までご持参ください。
※受付時間: 午前9時~午後5時(9月22日及び10月27日の両日を除く。)

【郵送】 参加申込用紙と参加費を現金書留で事務局あてに送付してください。

【インターネット】 登録サイトからお申し込みください。[参加費の他に支払手数料がかかります。]

<https://jtbsports.jp>

※未就学児が含まれる場合は、インターネットによる申し込みはできません。



《注意事項》

- ※1日参加でも2日間参加でも同額です。
- ※申し込まれた後の参加取り消し、不参加による参加費の返金等はいたしませんのでご了承ください。
- ※未就学児は無料ですが、保険の適用上、氏名等が必要ですので、必ず忘れずにご記入ください。

受付・出発時刻(各コース共通)

●出発式では、主催者あいさつ、諸注意、体操等を行います。

●いずれのコースも**正午から午後4時まで**にフィニッシュしてください。

距離	受付	出発式	スタート
30km	午前7時~	午前7時45分~	午前8時
20km	午前8時~	午前8時45分~	午前9時
10km	午前9時~	午前9時45分~	午前10時
6km	午前10時~	午前10時45分~	午前11時



大会コース



湯河原駅～小田原駅は電車で移動。(JR運賃320円)
小田原駅からフィニッシュ(銅門広場)までは10分です。



16日 小田原コース

代表者を記入

JML表彰欄には、該当する方のみ表彰名を記入してください。

団体 参加申込用紙

フリガナ				
氏名	① 様 ()歳 男・女	② 様 ()歳 男・女	③ 様 ()歳 男・女	④ 様 ()歳 男・女
住所	〒	〒	〒	〒
電話番号	☎	☎	☎	☎
参加コース	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km
JML表彰	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km

フリガナ				
氏名	⑥ 様 ()歳 男・女	⑦ 様 ()歳 男・女	⑧ 様 ()歳 男・女	⑨ 様 ()歳 男・女
住所	〒	〒	〒	〒
電話番号	☎	☎	☎	☎
参加コース	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km	参加コースの距離を○で囲んでください 15日(土) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 箱根コース 20km
JML表彰	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km	16日(日) 小田原コース 30km・20km・10km・6km 真鶴・湯河原コース 20km

注意事項

- 団体とは、10名以上のグループの方々です。11名以上の場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- ①には代表者の方を記入してください。
- 団体申込は、現金書留または直接申込のどちらかでの受付となります。また、事前申込での受付のみとなりますので、事前申込受付期間終了後や大会当日の受付はいたしません。

アンケート回答欄

A	
B	
C	

参加人数及び参加費合計

一般 (1,300円)	名	円
小・中学生 (100円)	名	円
未就学児	名	
合計	名	円

アンケートにご協力を！（参加申込用紙に回答欄があります。）

➤(切り取ってください)

A 当ツアーマーチを何で知りましたか。

- ①新聞・雑誌・タウン誌 ②TV・ラジオ ③ポスター ④パンフレット
⑤ウォーキング協会の会報誌 ⑥小田原市ホームページ ⑦その他のホームページ ⑧その他

B 宿泊する予定はありますか。

- ①小田原 ②箱根 ③真鶴 ④湯河原
⑤その他の地域 ⑥宿泊しない

C どのようなグループ構成で参加されますか。

- ①家族 ②地域 ③職場 ④学校 ⑤1人
⑥友達 ⑦その他

➤(切り取ってください)

個人 参加申込用紙

■右記に記入し、また、必要箇所を○で囲んでください。
■3名様まで記入できます。
■保険適用上、未就学児の方も○記入願います。

00	横浜	払込取扱票
口座記号番号		金額
00240-3		31443
加入者名	城下町おだわらツアーマーチ実行委員会	料金
※依頼人	フリガナ 代表者氏名 住所 〒 ()歳 男・女	参加コース 15日(土) 小田原 30km・20km・10km・6km 箱根 20km 16日(日) 小田原 30km・20km・10km・6km 真・湯 20km
※通信欄	フリガナ 参加者氏名 住所 〒 ()歳 男・女	参加費(事前申込) 大人 1,500円× 小・中学生 100円× 未就学児 0円× 合計
	参加コース	JML表彰
	15日(土) 小田原 30km・20km・10km・6km 箱根 20km	()歳
	16日(日) 小田原 30km・20km・10km・6km 真・湯 20km	
	フリガナ 参加者氏名 住所 〒 ()歳 男・女	アンケート回答欄
	参加コース	A B C
	15日(土) 小田原 30km・20km・10km・6km 箱根 20km	
	16日(日) 小田原 30km・20km・10km・6km 真・湯 20km	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 横第5357号)		日附印
これより下部には何も記入しないでください。		

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00240-3
加入者名	城下町おだわら ツアーマーチ実行委員会
金額	31443
ご依頼人	おなまえ 様
料金	(消費税込) 日附印
備考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

11/15_土

婚活開催!

ウォーキングと地域密着型婚活のコラボ企画!

小田原コン

6kmのファミリーコースをウォーキングした後、「四季食彩 ふわり」でパーティーを開催。
詳しくは「小田原コン」でご検索ください。
※同HPにおいて9月1日(月)から、申込みを開始します。



検索 小田原コン

11/16_日

歩育「キッズお城探検ウォーク」開催!

12時スタート!

「ミッションウォーク」受付 午前11時30分 二の丸広場で受付後、銅門広場に集合
大会現地で与えられたミッションをご家族でクリアしながら歩くことで、家族の絆を深めましょう!



◆日程...11月16日(日)
◆スケジュール...午前11時30分 二の丸広場で受付後、銅門広場に集合
12時00分 スタート

◆内容...「ミッションウォーク」
大会現地で与えられたミッションをご家族でクリアしながら歩くことで、家族の絆を深めましょう!

◆参加料...1組 ¥1,500 (当日、受付でお支払いください。)
◆参加資格...未就学児のお子さんを含むご家族(1組3名程度)
◆募集組数...先着100組 ※参加枠が空いている場合に限り、当日申込可能
◆申し込み方法...インターネットによる申し込み
※QRコードを使用する場合
1.右のQRコードを読み取り、[申請・届出をする]をクリックする。



2.手続一覧の中から[[第16回城下町おだわらツアー]歩育コースへの参加申込み]をクリックし、以降は画面の指示に従って進んでください。

※パソコンの場合

1.小田原市ホームページ(<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>)にアクセスし、左側下の「お役立ちサービス」メニューの[電子申請・届出をする]をクリック後、次の画面でも[申請・届出をする]をクリックする。
2.手続一覧の中から[[第16回城下町おだわらツアー]歩育コースへの参加申込み]をクリックし、以降は画面の指示に従って進んでください。



※15日(土)のツアーに参加された一般の方がいる組は、受付でゼッケンを提示していただければ無料で参加できます!

大大会前のウォーク

11月14日(金)
12時30分スタート

せっかくコース

●小田原城址公園銅門広場...12時集合 ●参加費...300円

ツアーページに参加される方を対象にした大会前日のプレウォーク(集団歩行)です。「北原白秋の散歩道」をテーマとしたコースです!

参加にあたって

- 参加資格** 当日、健康な状態で参加できる人(ただし、小学生以下は保護者等責任者が同伴) 大会の決まり、交通ルール、ウォーキングマナーを守れる人
- 持ち物** ◇弁当 ◇飲み物 ◇健康保険証(コピー可) ◇雨具 ◇コップ(コース上の給水ポイントには紙コップ等は用意しません。) ※お弁当の斡旋は行いません。参加する方は、各自でのご用意をお願いします。
- 参加記念品等** ◇大会ガイドブック(一般のみ) ◇大会ゼッケン ◇コース地図 ◇大会バッジ ◇記念品(一般のみ)
- 表彰** 完歩者全員に完歩証を授与します。また、日本ウォーキング協会の歩行距離認定制度により別途表彰します。
- その他** 雨もまた自然です。よほどの荒天でない場合は、実施します。ただし、各コースとも天候によりコース変更またはコースの振替をすることがあります。申込の際にお預かりした個人情報、本大会の目的以外には使用しません。

会場には手荷物の預所があります

事前申込期間

消印有効

2014年
9月1日(月)~10月31日(金)

※10月3日(金)までにお申し込みをされた方(インターネットの場合は入金まで済まされた方)は、大会ガイドブックにお名前が掲載されます。ただし、婚活と歩育「キッズお城探検ウォーク」は除きます。
※事前申込をされた代表者の方あてに事前に参加証をお送りします。

免責事項等

- 参加者は、健康管理には万全を期して参加してください。本大会中万一事故が発生しても、主催者の加入する傷害保険の範囲及び応急処置以外の責任は負えません。持病のある方は、主治医の許可を得てください。
- 自然災害、歩行困難な荒天、新型インフルエンザの流行等の不慮の災害が生じた場合、大会を中止することがあります。その場合、参加費の払い戻し、交通費・宿泊費など個人負担の費用補償及び歩行記録の認定はできません。また、大会資料等の送付は、その都度主催者が判断し決定いたします。
- 大会中の映像、写真、記事、記録等に関するテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権と肖像権は主催者に属します。

宿泊申込・問い合わせ先

11月14日(金)、15日(土)の宿泊について、ご希望の方は下記までお問い合わせください。

- 小田原でのお泊まりは...
名鉄観光サービス(株) 小田原支店
TEL.0465-23-3238
小田急トラベル小田原旅行センター
TEL.0465-20-2266

るぶトラベル
<http://rurubu.travel/>

※小田原市観光ホームページでもご案内しております。 <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/kanko/Leisure/stay>

- 箱根でのお泊まりは...
(一財)箱根町観光協会交流センター
TEL.0460-85-5794 足柄下郡箱根町湯本706-35
- 真鶴でのお泊まりは...
(一社)真鶴町観光協会駅前案内所
TEL.0465-68-2500 足柄下郡真鶴町真鶴1824-1

- 湯河原でのお泊まりは...
(株)湯河原総合情報センター
TEL.0465-63-5599 足柄下郡湯河原町宮下661

※お問い合わせの際には、必ず「ツアーページ参加」の旨をお伝えください。

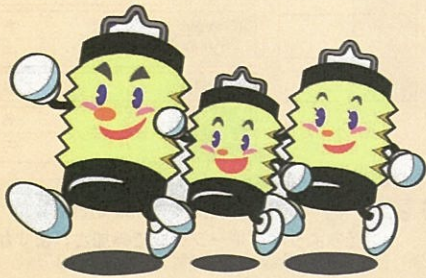
●主会場までの交通案内

※駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



交通
大会臨時バス…小田原駅西口から、午前7時から7時30分まで随時発車します。スタート会場までの直行便です。
 ※台数に限りがありますので、午前7時30分前に終了となる場合があります。一般路線バスもご利用ください。
一般路線バス……小田原駅東口から約60分
 (箱根登山バス) 箱根町行「箱根町」下車徒歩1分
 (伊豆箱根バス) 関所跡行「関所跡」下車徒歩2分
料金 大会臨時バス・一般路線バスともに、大人…1,180円
 子ども…590円
 ※大会臨時バスの料金支払は、現金のみとなります。

■小田原駅東口から徒歩10分です。
 ■真鶴駅から徒歩3分です。
16日(日)
「真鶴・湯河原コース」
 (受付・スタート地点)
 「フィニッシュは小田原城址公園銅門広場」



●ウォーキングマナー 5カ条

1. やぁ! おはよう 明るい挨拶 さわやかに
2. 信号で、あわてず あせらず 待つ余裕
3. ひろがるな、参加者だけの道じゃない
4. 自分のゴミ、自分の責任もち帰り
5. 歩かせて、いただく土地に感謝して

●ウォーカー心得

帰るときは来たときよりも美しく
 写真以外はとるべからず
 足跡以外は残すべからず

(ご注意)
 ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
 ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
 ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
 課税相当額以上
 貼 付
 印

この場所には、何も記載しないでください。

かもめ図書館の臨時休館について

かもめ図書館では、建築課での市有建築物の長期保全計画及び維持修繕計画策定のための建築物劣化等調査を行うため、次のとおり終日休館します。

1 臨時休館日 平成 26 年 9 月 8 日（月）

2 調査実施業者 八千代エンジニアリング（株）

3 利用者への周知について

- ・かもめ図書館、市立図書館、マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室・尊徳記念館図書室の各施設内での案内掲示
- ・市ホームページ、小田原市立図書館インターネットOPACへの記事掲出

「小田原市いじめ防止基本方針」策定スケジュール

月	日	会議名	会議検討内容等	市長	議会	教育委員会
4	中旬		関係各課への依頼			
5	2日(金)	作業部会①	素案検討、検討委員会設置準備			
	19日(月)	検討委員会①	策定方針・日程の確認、検討委員会(素案)の検討			定例会
6	11日(水)	作業部会②	検討委員会(素案)の調整、関係団体へ意見伺い調整 ↓	報告		定例会
7	上旬		関係団体へ検討委員会素案の提示 関係団体等意見聴取期間 (7月上旬～8月上旬)			
8	11日(月)	作業部会③	パブリックコメント前検討委員会案の検討(意見取り込み)			
	28日(木)	検討委員会②	パブリックコメント前検討委員会案の検討、完成→提示まで確認		9月定例会 厚生文教 常任委員会	定例会
9	8日(月)		厚生文教常任委員会にてパブコメ案等の報告 パブリックコメント 期間 9月16日(火)～10月15日(水)	報告		
10	中旬	作業部会④	パブリックコメントを受けての意見取り込み、調整			
	下旬					定例会
11	初旬	検討委員会③	最終案策定、公表・報告に向けた準備確認			
	下旬		公表	政策会議	12月定例会 前厚生文教 常任委員会	

意見聴取のための各課と各団体等との連携一覧表：8月18日現在

所管	会議名(団体名)	日程	場所	参加者	説明者	内容	備考	受領意見数等
青少年課	青少年健全育成 連絡協議会総会	2014/5/29 19:00～	大会議室	各地区育成推進 委員30名弱	浅野係長	市基本方針策定の概要説 明と意見聴取依頼	会の終盤に情報提供として連絡	
人権男女 共同参画課	市人権施策 推進懇談会	2014/5/30 9:30～	601会議室	学識経験者を座長と する構成員10名	久保寺主査	市基本方針策定の概要説 明と意見聴取依頼	次回7/25の懇談会で議題に。教育 指導課より現状と課題を含めた説 明を希望	会議内にて 15件
人権男女 共同参画課	市人権施策 推進懇談会	2014/7/25 9:30～	301会議室	学識経験者を座長と する構成員10名	教育指導課	懇談会の議題として、教 育指導課より現状・課題 等説明、その後意見聴取	7/10までに資料等(素案・現状と 課題)を人権男女共同参画課へ届 ける 7/15座長と打ち合わせとのこと	
健康づくり課	健康おだわら普及員 連絡協議会	2014/6/3 11:00～	保健セン ター	健康おだわら普及員 17名	教育指導課 宮坂	市基本方針策定の概要説 明と意見聴取依頼	次回6/20 6/24の会で素案を配布。そ の後意見聴取依頼(素案資料80部健 康づくり課へ)	意見聴取用紙 にて22通
健康づくり課	健康おだわら普及員 連絡協議会	2014/8/1		健康おだわら普及員	青木副課長	意見聴取		
人権男女 共同参画課	小田原地区保護司会 理事会	2014/6/4	市民会館	保護司	北野主事	資料の配布		意見聴取用紙 にて13通
人権男女 共同参画課	小田原地区保護司会 理事会	2014/6/13		保護司	北野主事	意見聴取		
保育課	市保育会	2014/6/11 14:00～	合同庁舎	保育園長30名	教育指導課	市基本方針策定の概要説 明と意見聴取依頼	次回7/9の会で意見用紙回収。 (資料は保育課へ)	意見聴取用紙 にて1通
保育課	市保育会	2014/7/9		保育園長30名	渡邊主査	意見用紙の回収		
人権男女 共同参画課	市人権擁護委員会	2014/6/17 10:00～	301会議室	人権擁護委員 13名	高橋係長	資料の配布・説明		意見聴取用紙 にて7通
人権男女 共同参画課	市人権擁護委員会	2014/6/30 15:00～	けやき 第一会議室	人権擁護委員 13名	高橋係長 教育指導課	議題の1つとして検討、そ の後意見聴取用紙提出		
健康づくり課	小田原市食生活改善 推進団体定例会	2014/6/27 10:00～	保健セン ター	食生活改善推進団体 委員	青木副課長	資料の配布・説明		意見聴取用紙 にて8通
青少年課	青少年育成推進員協議会 常任理事会	2014/7/8 19:30～	601会議室	18名程度	教育指導課	意見聴取依頼	1番目に報告	意見聴取用紙 にて2通
青少年課	青少年問題協議会	2014/7/14 13:30～	全員協議会室	24名	教育指導課	策定進捗状況報告及び意見 聴取依頼(パブコメ等に て)		
教育総務課	地域ぐるみの教育推進 懇談会	2014/7/30 14:00～	小田原合同庁 舎2B会議室	15名	教育総務課 (教育指導課)	会議内で策定進捗状況報 告及び意見聴取		会議内にて 7件
福祉政策課	民生委員児童委員協議 会7月理事会	2014/7/3 14:00～	けやき 大会議室	各地区会長26名	福祉政策課 (教育指導課)	資料の配布・説明	指導相談担当課長、宮坂で出席。 次回8月1日(金)実施の8月理 事会にて聴取用紙回収	意見聴取用紙 にて41通
地域政策課	自治会総連合理事会	2014/8/5 10:00～	503会議室	自治会総連合理事10名	教育指導課	進捗状況報告・説明		会議内にて 5件

小田原市いじめ防止基本方針（素案）

〈目 次〉

はじめに	-----	3
I 基本的な考え方	-----	4
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) 家庭との連携		
(5) 関係機関との連携		
(6) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	8
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) いじめの早期解決のための措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) いじめの早期解決のための措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		

Ⅲ 重大事態への対処	-----	14
1 いじめの重大事態		
2 市教育委員会又は学校による対処		
(1) 重大事態発生の報告		
(2) 事実関係を明確にするための調査		
(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供		
(4) 調査結果の報告		
3 地方公共団体の長による再調査等		
(1) 再調査の実施		
(2) 調査結果の報告		
(3) 再調査の結果を踏まえた措置		
Ⅳ いじめ防止等を推進する体制	-----	18
1 学校におけるいじめの防止等のための組織		
2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）		
3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）		
4 小田原市いじめ問題再調査会（仮称）	再調査のための附属機関	

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子供の健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にす小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子供たちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針(仮称)』（以下、「市の基本方針」という）を策定します。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子供も大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供も含めた所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人の目で子供を見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子供が地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、大人と子供がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子供がいじめを行わず、子供も大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであ

ることを子供たちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることをはぐくむ教育活動の充実に取り組めます。

- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子供を見守ります。そのために、子供に関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組めます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子供たちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力をはぐくむことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子供の発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、“いのちを大切にすること”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむことが重要です。
- 子供たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていること+を意識できることが大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子供の育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子供たち一人一人に、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子供たちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに

努めることが重要です。

- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子供をいじめから守り、子供のいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が情報を抱え込むことのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子供の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(4) 家庭との連携

- 家庭は、子供一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子供とコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、“いのちを大切にすること”や“他者を思いやる気持ち”をはぐくむために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子供を守るという強い姿勢を示すとともに子供に寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(5) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当

者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子供たちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」*1 を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にする心や、他人を思いやる心をはぐくむため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「ネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子供に関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

*1 未来へつながる学校づくり：「地域一体教育」と「幼保・小・中一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子供の学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*2、ハートカウンセラー*3の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(3) いじめの早期解決のための措置（法第18条、法第23条、法第24条、法第26条、法第27条関係）

- 学校からいじめの報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*4を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム（仮称）」を派遣したり、県の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第17条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*5や地域総ぐるみで子供を見守り育てるスクールコミュニティ*6を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取組む体制づくりを推進します。

*2 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*3 ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

*4 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成23年10月11日から運用開始。

*5 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*6 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子供を見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子供活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

- 児童・生徒の規範意識や公共の精神をはぐくむため、「おだわらっ子の約束」*7 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(5) **その他（法第 10 条、法第 14 条、法第 34 条関係）**

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

2 学校が実施する措置

(1) **学校いじめ防止基本方針の策定**

法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。

いじめの防止等には地域ぐるみで取組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。

また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取組みます。

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) **いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）**

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性をはぐくむとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。

*7 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子供たちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定。

- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて行動できるよう指導・支援に努めます。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティア*8 の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「ネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子供の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 児童・生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にネットいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

(4) いじめの早期解決のための措置（法第 23 条関係）

- いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。

*8 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア

- いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「ネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- P T A との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡を取りあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子供がいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取組みます。
- 「ネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「ネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校評議員会、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。

○学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校評議員会*9での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*9 学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校評議員が出席する。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生への報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会(仮称)」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会（仮称）」において再調査を実施します。

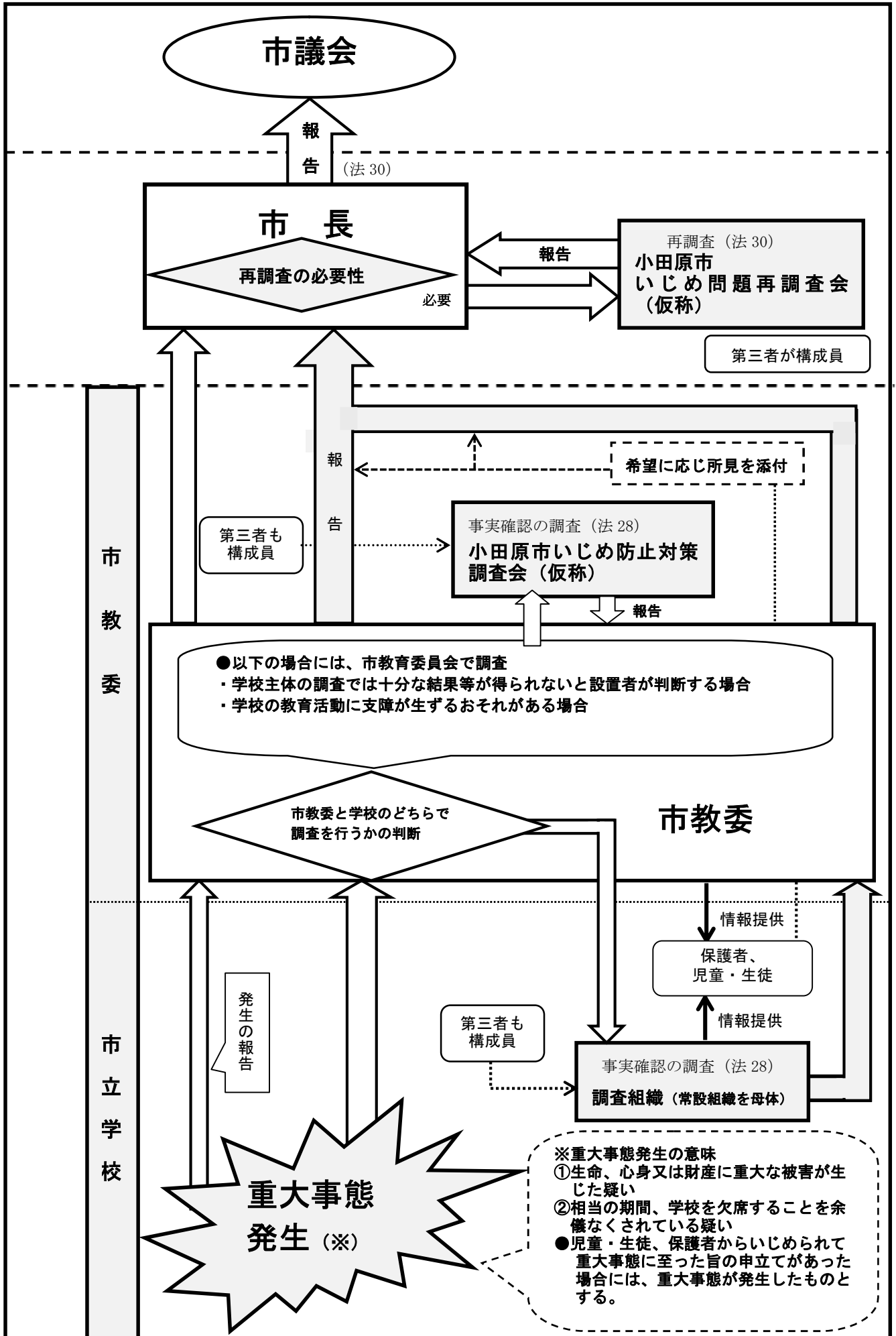
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*10、スクールカウンセラー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。なお、法第 28 条の規定に基づき、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体とします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

*10 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取組む際に、課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

(1) 連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置します。

(2) 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、市立小・中学校、市教育委員会、PTA連絡協議会、自治会総連合、保護司会、ほか関係諸機関や民間団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）

法第 28 条第 1 項の規定により、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、必要に応じて市教育委員会に附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会(仮称)」を設置します。

市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

4 小田原市いじめ問題再調査会（仮称）再調査のための附属機関

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第 30 条第 2 項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

附属機関は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

平成26年6月20日

史跡等の指定等について

文化審議会（会長 ^{みやた}宮田 ^{りょうへい}亮平）は、6月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、史跡名勝天然記念物の新指定14件、追加指定等32件、登録記念物の新登録6件、重要文化的景観の新選定1件について、文部科学大臣に答申しました。今回答申された史跡等の指定等の詳細については、別紙のとおりです。

この結果、官報告示の後に、史跡名勝天然記念物は3,127件、登録記念物は88件、重要文化的景観は44件となる予定です。

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課長	高橋
課長補佐	川島
主任文化財調査官（史跡部門）	佐藤（内線2880）
主任文化財調査官（名勝部門）	本中（内線2881）
主任文化財調査官（天然記念物部門）	本間（内線2883）
文化財調査官（文化的景観部門）	市原（内線3142）
主任文化財調査官（埋蔵文化財部門）	禰宜田（内線2875）
調査係	吉野・菅（内線2878）

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2878（直通）

された、高炉水車用の水路跡、高炉の燃料を作った炭窯跡、長屋跡等を追加指定する。

2 小田原城跡【神奈川県小田原市】

後北条氏代々の手で整備された城跡と近世城郭が複合する、関東支配の拠点城郭。八幡山丘陵の中心部をなす県立小田原高等学校の敷地からは、上幅23から24mを測るこれまで発見されている堀の中でも最大級の堀跡が発見されている。今回条件が整った、高校敷地と、^{そうがまえ}総構香林寺山西の西側に接続する総構の一部を追加指定する。

3 佐渡金銀山遺跡【新潟県佐渡市】

近世から近代の我が国を代表する金銀山遺跡であり、^{きどぶぎようしよあと どうゆう わりと つるし}佐渡奉行所跡、道遊の割戸、鶴子银山跡、石切場等の遺跡からなる。今回、近世初頭に形成され、地割りや石垣、墓石等が残る^{かみてらまち}上寺町地区の寺跡・集落跡を追加指定する。

4 御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）【山梨県南アルプス市・韭崎市】

武田信玄によって信玄堤とともに、御勅使川・釜無川を治めるために築造されたと伝えられる堤防施設。近世には御勅使川扇状地上の集落や耕地を守る治水・利水の施設として機能した。今回、御勅使川を横断する灌漑用水路（徳島堰）の水門を守る「^{ますがたていぼう}枳形堤防」を追加指定する。

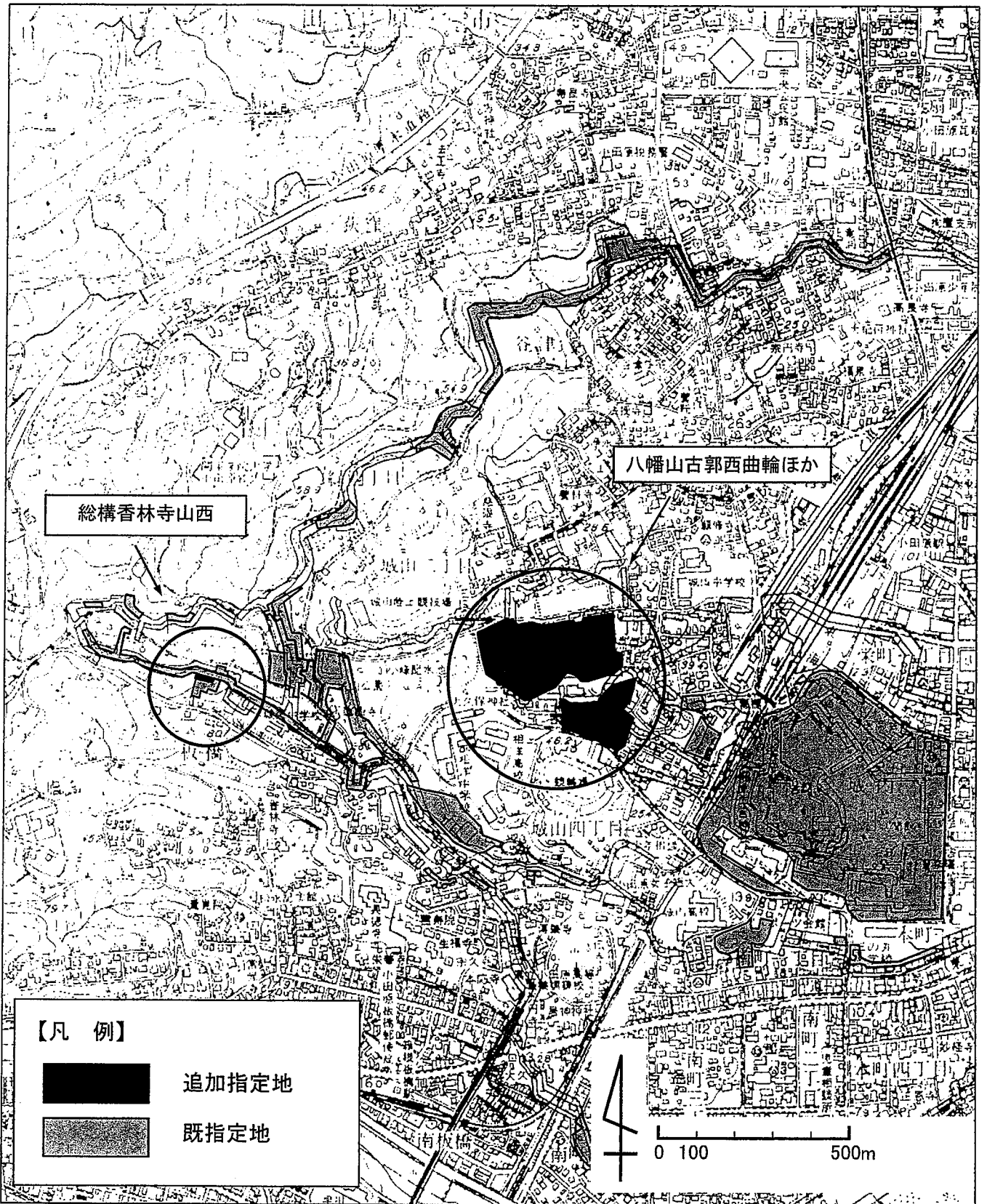
5 駒形遺跡【長野県茅野市】

八ヶ岳西麓に密集する縄文遺跡群の一つで、縄文時代早期前半から後期前半にわたって長期間断続的に営まれ^{こくようせき}黒曜石製石器の製作が行われた集落遺跡である。特に、中期後半の環状集落は、当該期縄文集落の典型例として重要。今回、条件が整った地点を追加指定する。

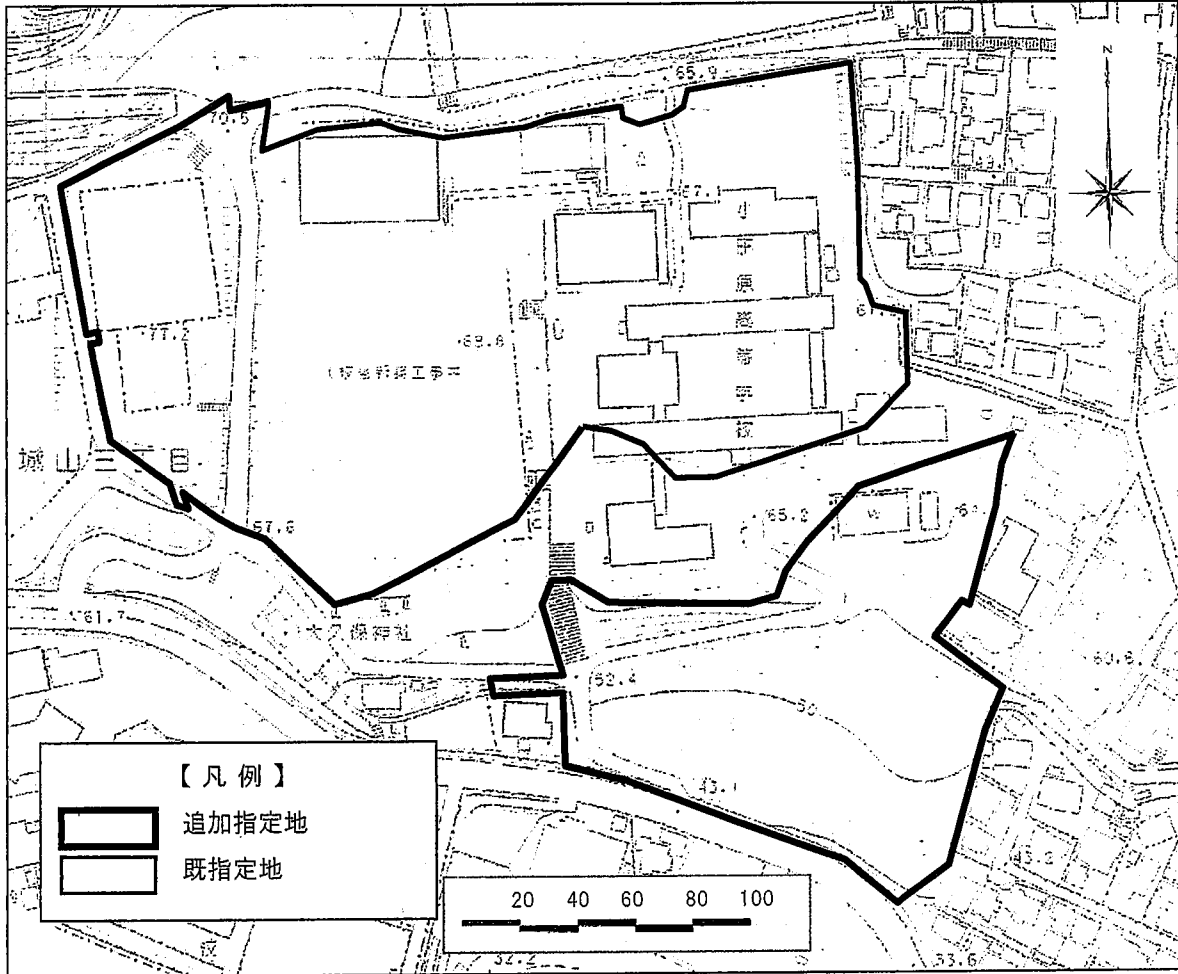
6 野古墳群【岐阜県揖斐郡大野町】

濃尾平野の北端に所在する、5世紀前半から6世紀中葉の17基からなる古墳群。400m四方の範囲に密集して、墳長83mの前方後円墳を含む古墳が築造された東海地方では例のない古墳群として貴重。今回、条件の整った前方後円墳の墳丘と周濠を追加指定する。

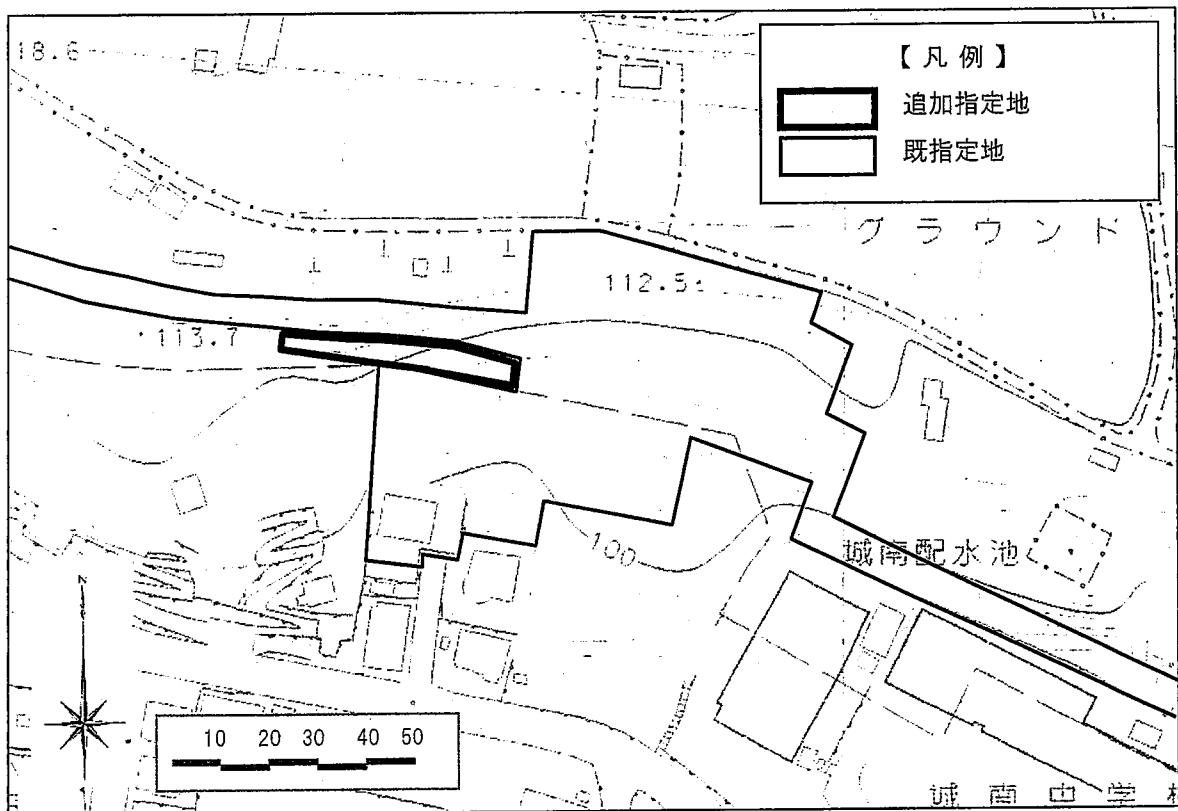
追加指定地 位置図①



追加指定地 位置図②



八幡山古郭西曲輪ほか



総構香林寺山西

議案第 21 号

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について、議決を求める。

平成 26 年 8 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

このことについて、平成26年8月7日に開催された平成26年度第1回小田原市文化財保護委員会において、下記の小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することについて承認を受け、8月11日付けで答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称・員数	種類	所有者
1	高長寺のハクモクレン 1樹	天然記念物	高長寺



平成26年8月11日

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄 様

小田原市文化財保護委員会
委員長 相澤 正彦

小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について（答申）

平成26年8月6日付け文財第118号で諮問された標記の件について、平成26年度第1回小田原市文化財保護委員会会議において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 小田原市指定史跡名勝天然記念物の指定解除について

(1) 市指定天然記念物「高長寺のハクモクレン」の指定解除について

当該指定物件については、樹勢の衰退が進行し指定当時の状態に回復する見込みがないことから、天然記念物指定を解除するのが妥当である。

市指定天然記念物「高長寺のハクモクレン」の指定解除について

1 概 要

- 名 称： 高長寺のハクモクレン
 種 類： 天然記念物
 数 量： 1 樹
 指定年月日： 平成4年11月2日
 所 有： 高長寺
 所 在： 城山1-23-2
 樹 名： ハクモクレン（もくれん科）
 樹 相： 目通り幹回り 約2.1m、株元周囲 約2.8m
 説 明： ハクモクレンは中国中部地方原産の花木で、我が国への渡来は、貝原益軒の「大和本草」（1708年刊行）にも記載されていることから、相当古い時代であったと考えられている。高長寺のハクモクレンは、以前は、市内で最大級の名木で3月から4月にかけて大型の白い花をつけ素晴らしい景観を呈していた。

2 経 緯

近年、花つきが悪くなり、平成11年度及び18年度に土壌改良などの樹勢回復措置を行った。その後も、枯れ枝部分の拡大、枯れ枝の落下も見られるようになったことから、平成23年度に大規模な枯れ枝の伐採と樹体維持対策を実施した。

- | | |
|-------------|---|
| 平成11年度 | 樹木医による土壌改良を実施 |
| 平成18年度 | 土壌改良ほか樹勢回復措置を実施 |
| 平成23年8月～12月 | 高長寺より、危険回避のため大規模な枝下しをしたいと申入れがあり、専門の文化財保護委員に状況説明の上、樹木医による枯れ枝の伐採、樹体維持対策（麻布にて被覆）、病害虫対策（液剤散布）を実施。根系部養生措置（「こも」で被覆）を行う。 |
| 平成26年6月 | 高長寺より、倒木などの危険回避のため、指定解除の上、早急に樹木を伐採したいとの申し出あり。 |

3 指定解除を妥当とする理由

当該樹木については、数度の樹勢回復措置を行うも回復の傾向が見られず、平成23年度には、危険回避のため、枯れ枝の大規模な枝下し及び樹体維持対策を行った。平成26年6月に専門の文化財保護委員に現状を確認していただいたところ、

- ・木の中上部まで水分を運ぶ機能が働かなくなっている。
- ・地面付近の根元には、若木が生え始めている箇所もあり根元まで完全に枯死しているわけではないが、この木自体が以前の状態に回復する見込みはない。

とのことであった。

よって、「市内で最大級の名木」ともいわれた指定当時の状態に回復する見込みがないことから、天然記念物の指定解除もやむを得ないものである。

写真（市指定天然記念物「高長寺のハクモクレン」）

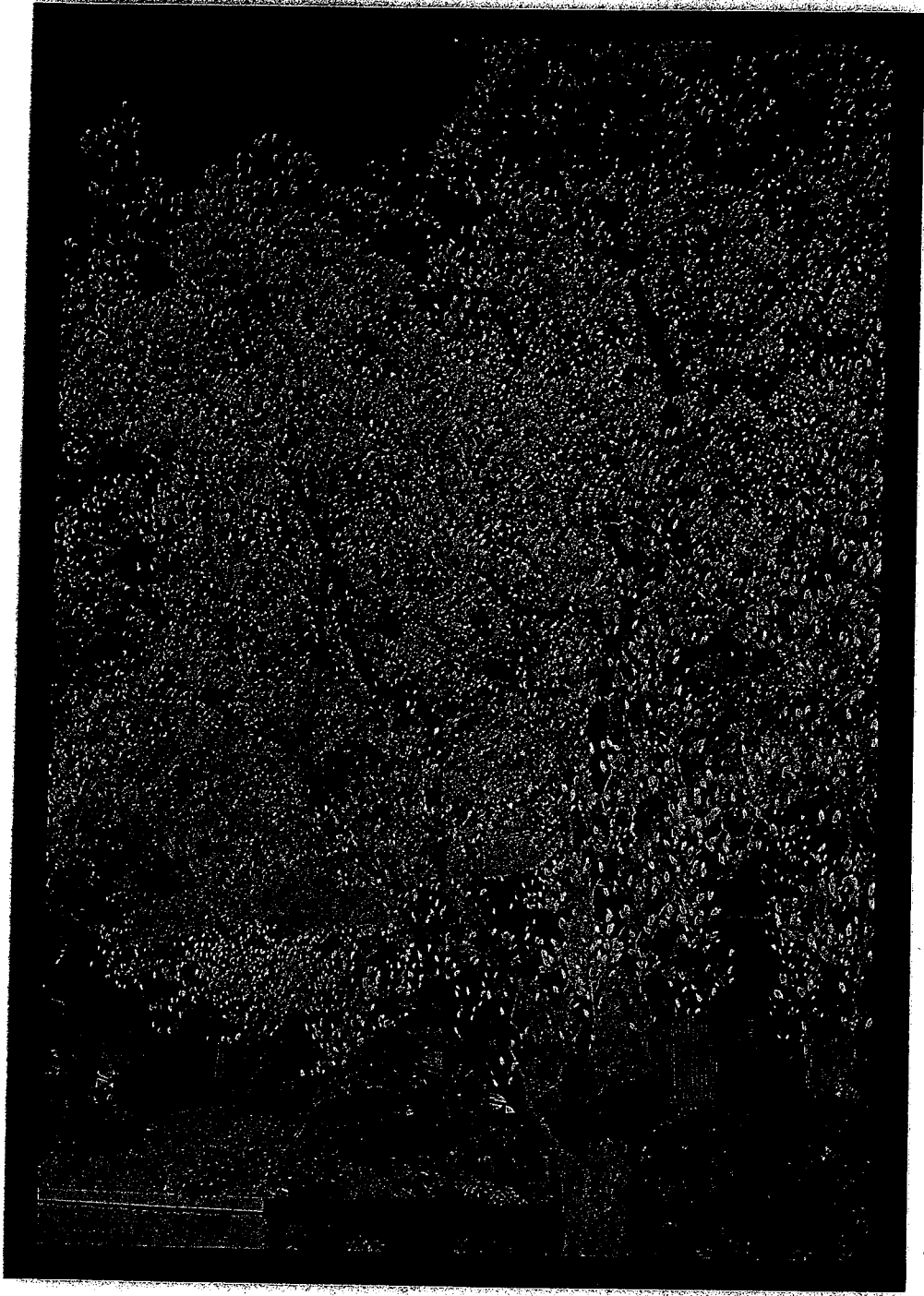
平成23年度の枯れ枝伐採後（平成23年11月16日撮影）



現状（平成26年7月25日撮影）



※ 指定されたころの状況（開花時）



議案第 22 号

小田原市図書館協議会委員の任命について

小田原市図書館協議会委員の任命について、議決を求める。

平成 26 年 8 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

第31期小田原市図書館協議会委員候補者名簿

任期 平成26年10月1日～平成28年9月30日

氏名	選出区分	職業等	新・再
みやうち まもる 宮内 守	学校教育関係者	小田原市学校図書館協議会会長・桜井 小学校長	新任
おおつか さとみ 大塚 さとみ	学校教育関係者	学校図書ボランティア連絡会代表	再任
みやざき じゅんこ 宮崎 淳子	社会教育関係者	小田原の図書館を考える会幹事	再任
ますだ まいこ 益田 麻衣子	家庭教育関係者	小田原市PTA連絡協議会顧問	新任
のぐち たけのり 野口 武悟	学識経験者	専修大学文学部教授	再任
まつもと なおき 松本 直樹	学識経験者	大妻女子大学社会情報学部准教授	新任
	公募市民		新任
	公募市民		新任

議案第 23 号

平成 26 年度（平成 25 年度分）教育委員会事務の点検・評価について

平成 26 年度（平成 25 年度分）教育委員会事務の点検・評価について、議決を
求める。

平成 26 年 8 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

平成 26 年度（平成 25 年度分）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 26 年 8 月
小田原市教育委員会

目次

はじめに

事務の点検・評価の実施について	1
教育委員会の活動状況	3

点検・評価の結果

総括的事項	9
教育委員会活動状況の点検評価について	1 1
No. 1 図書活動推進事業	1 3
No. 2 学生ボランティア活用事業	1 5
No. 3 保健教育事業	1 7
No. 4 学校給食事業	1 9
No. 5 公立幼稚園教育推進事業	2 1
No. 6 日本語指導・異文化交流事業	2 3
No. 7 特別支援教育事業（事務局）	2 5
No. 8 放課後子ども教室推進事業	2 7
No. 9 学校評価充実事業	2 9
No. 1 0 教育ネットワーク整備事業	3 1
No. 1 1 家庭教育学級事業	3 3
No. 1 2 八幡山古郭・総構整備事業	3 5
No. 1 3 図書館学習イベント開催事業	3 7
No. 1 4 学校体育施設開放事業	3 9
No. 1 5 指導者養成研修事業	4 1
平成 2 5 年度（平成 2 4 年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における点検・評価前後の状況について	4 3
小田原市学校教育振興基本計画の成果指標について	5 2

参考資料

教育委員によるヒアリング・現場訪問表	5 5
教育委員によるヒアリング及び現場訪問概要	5 6
小田原市教育都市宣言・おだわらっ子の約束	7 1
平成 2 5 年度学校教育の基本方針及び目的と目標	7 2
平成 2 5 年度学校教育に関する取組の重点	7 3
小田原市教育委員会の組織図	7 4
小田原市立小・中学校、幼稚園一覧	7 5
児童・生徒・園児数の推移	7 6
年度別教育費予算額・決算額	7 8
関係法令	7 9

事務の点検・評価の実施について

小田原市教育委員会では、大きく動く社会情勢を的確に捉えながら、市民の皆様からの様々なご意見を計画や指針に反映しつつ、教育行政に取り組んできました。

現在、教育委員会が自ら、その事務を着実かつ効果的に行っているかどうかを定期的に検証し、事務の見直しを行っていくことが必要となってきました。

平成19年6月に、教育委員会の組織や運営に関し、基本的事項を定めている法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）が改正（平成20年4月1日施行）され、毎年各自治体の教育委員会は、その教育行政事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告し及び公表することとされました。

このような状況を踏まえ、小田原市教育委員会では、本市における教育行政事務の点検・評価を以下のとおり実施することといたしました。

1 目的

本市教育行政事務の実施状況について、その検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育委員会の事務事業の点検・評価を行います。

また、その結果を市議会に報告し、公表することにより、市民の皆様への説明責任を果たします。

2 方法

点検・評価は、次のような方法により行いました。

- ① 教育関係事業においては、平成25年3月に策定した「小田原市学校教育振興基本計画」における基本目標ごとに1事業程度を、文化部及び子ども青少年部関係事業においては、おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）の第1次実施計画における文化部及び子ども青少年部に関する部分を踏まえ、点検・評価は毎年度1回実施するものとし、前年度実施した事業から教育委員自ら点検・評価対象として15事業を選定し、ヒアリング及び現地訪問を行いました。さらに、学識経験者と教育委員との合同ヒアリングを実施し、点検・評価を行い、課題や今後の取り組み方を示しました。
- ② 点検・評価にあたっては、教育委員会による自己点検・自己評価について、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する3名の方に依頼し、ご意見をいただきました。

(敬称略)

学識経験者名	所属等
葉養 正明	文教大学 教育学部 教授
重松 克也	横浜国立大学 教育人間科学部 教授
磯崎 武志	小田原市PTA連絡協議会 会長

3 事務の流れ

平成26年	実施日程
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「方針案」の事務局調整 ○教育委員会定例会に「方針案」を協議（3/25）
4・5月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者就任依頼 ○各所管課、点検・評価報告書を作成
6月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各所管から点検・評価（案）の提出（6/25）
7月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員による点検・評価対象事業選定協議（7/7） ○教育委員による点検・評価対象事業決定（7/17） ○教育委員によるヒアリング及び現場訪問を実施（7/17～8/5） ○教育委員及び学識経験者との合同ヒアリングを実施（7/28・8/6）
8月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「点検評価（案）」の作成 ○教育委員会定例会に「点検評価（案）」を提出（議決）（8/28）
9月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会へ「点検評価」の提出 ○厚生文教常任委員会にて報告（9/8） ○市民へ公表

教育委員会の活動状況

1 教育委員

平成25年4月1日～平成26年3月31日

役 職	氏 名	就任年月日	任 期
委員長	和田 重宏	平成20年10月1日	平成20年10月1日 ～平成28年9月30日
委員長職務代理者	山田 浩子	平成18年10月1日	平成18年10月1日 ～平成26年9月30日
委員	萩原 美由紀	平成23年10月5日	平成23年10月5日 ～平成27年10月4日
委員	山口 潤	平成20年10月1日	平成20年10月1日 ～平成28年9月30日
教育長	前田 輝男	平成21年10月1日	平成21年10月1日 ～平成25年9月30日
	栢 沼 行雄	平成25年10月1日	平成25年10月1日 ～平成29年9月30日

2 定例会（平成25年度）

25. 4. 23

- 事務の臨時代理の報告（小田原市就学指導委員会規則の制定）について
- 事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会規則の制定）について
- 事務の臨時代理の報告（史跡小田原城跡調査・整備委員会規則の制定）について
- 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の解任）について
- 事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について
- 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

【協議事項】

- 平成25年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

【報告事項】

- 平成25年度予算特別委員会の質疑応答について
- 平成24年度下半期寄付採納状況について
- 片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について
- 町田小学校の屋内運動場火災（全焼）について
- 平成25年度子どもの読書活動優秀実践団体文部科学大臣表彰に係る「よみきかせボランティアグループすずの会」の受賞について

25. 5. 7

【報告事項】

- 市立中学校における器物損壊等事件について

25. 5. 28

- 6月補正予算について（非公開）
- 町田小学校及び三の丸小学校校舎等建物の取得について（非公開）
- キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱について
- 小田原市指定重要文化財の指定について
- 小田原市文化財保護委員の委嘱について
- 事務の臨時代理の報告（専決処分）について
- 事務の臨時代理の報告（5月補正予算）について

【協議事項】

- 教育委員会アピール文について

【報告事項】

- 市内小中学校における器物損壊等事件について

25. 6. 25

- 小田原市就学指導委員会員の委嘱について
- 工事請負契約の締結について（非公開）
- 事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の委嘱）について

【報告事項】

- （財）小田原市学校建設公社経営状況の報告について
- 町田小学校屋内運動場火災復旧事業プロポーザル審査結果について
- 教育ネットワークシステムの更新について
- 体罰の実態把握に係る調査結果について
- 小田原市内中学校における暴力行為（生徒間暴力）について
- 史跡小田原城跡御用米曲輪の植栽の取扱いについて
- ピアノ寄贈式・記念コンサートについて
- 青少年の体験交流事業等について

25. 7. 23

- 特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

【報告事項】

- 市議会6月定例会の概要について

25. 8. 29

- 教育委員会事務の点検・評価（平成24年度分）について
- 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について
- 事務の臨時代理の報告（9月補正予算）について

【報告事項】

- 「豊かな学校生活を送るために」の中学校での取扱いについて
- 生涯学習センター橘分館及び図書館橘分館の廃止について

【その他】

- 第15回城下町おだわらツーデーマーチの開催について

25. 9. 20

- 教育委員会委員長の選挙について
- 教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 教育委員会教育長の任命について

【報告事項】

- 史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁の植栽管理の実施説明会の結果について
- （財）小田原市学校建設公社経営状況の報告について

25. 10. 31

【報告事項】

- 市議会9月定例会・決算特別委員会の概要について
- 平成25年度上半期寄付採納状況について
- 教育委員会職員の公務災害の状況について

25. 11. 26

- 事務の臨時代理の報告（平成25年度12月補正予算）について

【報告事項】

- 平成26年度公立幼稚園新入園児応募状況について

25. 12. 26

- 平成26年度 全国学力・学習状況調査への参加について

【協議事項】

- 平成26年度 学校教育の基本方針及び取組の重点（案）について
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

【報告事項】

- 市議会12月定例会の概要について
- 平成25年度 全国学力・学習状況調査の本市の結果について
- 西海子小路「保健所跡地」について

【その他】

- 第15回城下町おだわらツアーデーマーチ開催結果について

26. 1. 23

- 平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について
- 小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について（非公開）
- 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について（非公開）
- 事務の臨時代理の報告（学校教育法施行細則の一部を改正する規則）について

【協議事項】

- 平成26年度予算について（非公開）
- 平成25年度3月補正予算について（非公開）
- 小田原市学校施設整備基本計画について（非公開）

【報告事項】

- 塔ノ峰青少年の家の廃止について（非公開）

26. 2. 20

- 小田原市学校施設整備基本方針について
- 校長及び教頭の人事異動の内申について（非公開）
- 事務の臨時代理の報告（平成25年度3月補正予算）について
- 事務の臨時代理の報告（平成26年度予算）について
- 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について
- 漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

【報告事項】

○御用米曲輪の発掘調査状況について

26. 3. 25

○学校教育法施行細則の改正について

○小田原市学校施設整備短期計画について（非公開）

○教育委員会職員の人事異動について（非公開）

○漫画「はだしのゲン」の閲覧に関し児童・生徒への教育的配慮を求める請願

【協議事項】

○小田原市博物館構想策定委員会規則の制定について

○平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について

【報告事項】

○小田原市社会教育委員会議への諮問に対する答申について

○市議会3月定例会の概要について

※○印を定例会、□印を臨時会とする。

3 その他

日 付	活 動 内 容
4月10日	神奈川県市町村教育委員会連合会役員会・総会に出席
4月18日	教育委員会事務の点検・評価事業選定打合せ会に出席
4月30日	西湘地区教育委員会連合会役員会に出席
5月9日	関東地区都市教育長協議会総会に出席
5月10日	関東地区都市教育長協議会総会に出席
5月17日	県都市教育長協議会総会に出席
5月23日	片浦小学校給食調理室を視察
5月28日	西湘地区教育委員会連合会総会に出席
5月30日	全国都市教育長協議会総会に出席
5月31日	全国都市教育長協議会研究大会に出席
6月3日	県・市町村教育委員会教育長会議に出席
6月8日	市内小中学校パトロールに参加
6月27日	学校訪問に参加
6月29日	食育講演会に出席
7月1日	学校訪問に参加

日 付	活 動 内 容
7月1日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに出席
7月4日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに出席
7月5日	教育委員会事務の点検・評価ヒアリングに出席
7月9日	教育委員会事務の点検・評価現場訪問に出席
7月12日	教育委員会事務の点検・評価現場訪問に出席
7月16日	教育委員会事務の点検・評価現場訪問に出席
7月22日	市校長会との人事・予算に関する懇談会に出席
7月22日	教育委員及び学識経験者による教育委員会事務の点検・評価に出席
7月29日	教育委員及び学識経験者による教育委員会事務の点検・評価に出席
8月6日	市長と教育委員との懇談会に出席
8月22日	教育講演会に出席
9月19日	臨時校長会に出席
9月27日	臨時校長会に出席
9月30日	前田教育長退職式に出席
10月1日	栢沼教育長辞令交付式に出席
10月1日	栢沼教育長就任式に出席
11月1日	小学校体育大会を視察
11月7日	小学校音楽会を視察
12月2日	臨時校長会に出席
12月7日	青少年育成者の集いに出席
12月8日	相模人形芝居下中座自主公演を視察
1月10日	おだわらっ子ドリームシアターを視察
1月13日	成人のつどいに出席
1月17日	小田原市教育委員会行政視察に参加
1月20日	文部科学省視察に同行
1月20日	第3回小田原市就学指導委員会に出席
1月25日	未来へつながる学校づくり報告会に出席
1月30日	西湘地区教育委員会連合会研修視察に参加
2月21日	片浦小学校を視察

日 付	活 動 内 容
3 月 13 日	中学校卒業式に出席
3 月 15 日	町田小学校屋内運動場お披露目式に出席
3 月 18 日	幼稚園卒園式に出席
3 月 20 日	小学校卒業式に出席

～平成25年度の事務事業のうち15事業を点検・評価しました～

総 括 的 事 項

- ◎ 平成25年度の事務事業の実施に当たって、小田原市学校教育振興基本計画の確実な実施を基本とし、小田原市がめざす子どもの姿である「3つの心（温かい心、広い心、燃える心）と3つの力（学ぶ力、創る力、関わる力）をもった未来を拓くたくましい子ども」の実現を図ることを目指しました。また、おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）第1次実施計画に盛り込まれた教育諸施策の具体化を図ることも視野に入れ、「いのちを大切にすおだわら」のもとに子どもたちが心豊かに学ぶことができる教育環境を整え、そして、地域が一体となって子育てに関わることで、安心して子どもを産み育てることができるまちをつくることも目指しました。

そのために小田原市教育都市宣言の推進を図るとともに、小田原市学校教育振興基本計画を踏まえ、各事業の積極的かつ着実な推進に努めました。また、小田原市教育都市宣言の理念の実現を図るものとして、平成19年1月に制定した「おだわらっ子の約束」の推進や、地域ぐるみの教育推進懇談会の開催により、家庭・地域・学校等の連携・協力による地域に根ざした教育活動を実践いたしました。

- ◎ この報告書では、これら平成25年度の事務事業のうち、教育委員自ら選定した15事業について、それぞれ点検・評価を行いました。各項目は、それぞれの目的達成のために行った、事業の内容について自己評価を行いました、また、学識経験者及び教育委員からの主な意見を記載し、点検・評価に当たっての参考としています。

さらに教育委員による教育委員会活動の点検・評価も行いました。教育委員会事務のPDCAサイクルを回すため、平成24年度の事務事業のうち、点検・評価対象事業の15事業について、点検・評価前後の状況についても自己点検を行いました。



点検・評価の結果

・教育委員会活動状況の点検評価について

- No. 1 図書活動推進事業
- No. 2 学生ボランティア活用事業
- No. 3 保健教育事業
- No. 4 学校給食事業
- No. 5 公立幼稚園教育推進事業
- No. 6 日本語指導・異文化交流事業
- No. 7 特別支援教育事業（事務局）
- No. 8 放課後子ども教室推進事業
- No. 9 学校評価充実事業
- No. 10 教育ネットワーク整備事業
- No. 11 家庭教育学級事業
- No. 12 八幡山古郭・総構整備事業
- No. 13 図書館学習イベント開催事業
- No. 14 学校体育施設開放事業
- No. 15 指導者養成研修事業

・平成25年度（平成24年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業における点検・評価前後の状況について

・小田原市学校教育振興基本計画の成果指標について

教育委員会活動状況の点検評価について

教育委員会は、毎月1回の定例会を行っています。また、定例会以外にも、学校現場の状況を把握すべく学校訪問や様々な事業の視察や、それらに関する議論も行いました。これらの活動状況について、教育委員自ら点検評価を実施しました。

項 目	1 教育委員会議について
内 容	(1) 開催回数 定例会 12回 臨時会 1回 (2) 議案件数 議案 21件 事務の臨時代理 14件 (3) 協議事項 8件 (4) 報告事項 32件 (5) その他 2件 (6) 請願 1件
意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・議案・協議事項等について、各委員が真摯に取り組み、建設的で活発な意見が交わされている。 ・市議会での質疑概要については、市民の関心も高いと思われるので、今後も積極的に意見を述べていきたい。 ・定例会では、事前に資料を送付してくれているが、資料の読み込みが不足する場合もある。 ・場合によっては、定例会直前に資料を渡されるが、読み込む時間がなく、意見を述べるのが困難である。 ・事務局対応も的確で円滑な会議運営となっている。

項 目	2 教育委員会会議以外の活動について
内 容	(1) 学校訪問 9校・園 (2) 事業参加 5件 (3) 視察 12件 (4) 研修 3件 (5) 懇談会 4件 (6) 打合せ会 13件
意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問、視察などは、直接、現場の教職員から学校の様子を聞くことができる良い機会であり、今後も続けていきたい。 ・学校への不法侵入といたずらが相次いだことを受けて小中学校7校の夜間の見回りを行った。 ・教育長学校訪問に教育委員が積極的に参加した点は、高く評価できる。 ・打合せ会は、定例会前に開催され、教育委員の見識を深めることに役立っている。今後も継続していきたい。

項 目	3 教育委員会会議の情報公開について
内 容	(1) 傍聴者数 延べ52人 (2) 会議録の公開 ホームページ、行政情報センターおよび教育総務課で公開している。

意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から教育委員は何をしているのか、分からないとの意見がある中、教育委員の活動の公開を進め、教育委員の活動について知る機会を増やしてもらいたい。 ・ホームページは見やすく、定例会会議録の内容を検索することができるので、とても良いと思うが、さらなる充実・改善を望む。
-------	--

項 目	4 教育委員会事務の点検・評価に係る活動について
内 容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 打合せ会 1件 (2) 所管課ヒアリング 14件 (3) 現場訪問 9件 (4) 教育委員と学識経験者による合同ヒアリング 15件
意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング、現場訪問をして、教育事業の課題の把握ができた。 ・学識経験者の大所高所からの意見に触れ、改善すべき方向が明確になった。 ・教育委員と学識経験者との合同ヒアリングにコーディネーターを加えると良い。 ・現場訪問は、事業の所管課の職員と一緒に回れるので、分かりやすく疑問もその場で解消できるので合理的である。 ・事業の改善は、学識経験者の意見を参考に実践してもらいたい。

項 目	5 研修視察等について
内 容	(1) 平成26年1月17日(金)に東京都日野市に設置されている日野市立教育センターの研修視察を実施した。
意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・とても良い視察だった。先進的な事例を参考にして小田原スタイルに変えて実践したいと思う。 ・本市の教育の一層の充実のために、教育センター設立が急がれるが、その構想を実現しようとしている実状を知ることとなり、参考になった。 ・研修視察は、小田原市の教育活性化につながる他市の良い例があればいつでも訪問をしたい。 ・今後、認定こども園、放課後子ども教室、コミュニティ・スクール等本市の懸案事項に関する研修視察を、今後は期待したい。

教育委員会活動状況の全般に対する意見・評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場の大変さをますます感じているが、「子ども達の幸せ」という原点を忘れずに教育委員の職務を全うしていきたい。 ・教育委員会事務の点検・評価について、よりよい教育委員会の活動につなげるためにも、所管課の職員がもっと課題に対して意見を述べてほしい。 ・定例会前の学習会(課題研究、勉強会)開催を今後さらに充実・継続していきたい。 ・教育委員会制度や放課後子ども教室、コミュニティ・スクール等、当面の課題に係る学習会を実施し、委員相互の共通理解を図りたい。 	

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.1 図書活動推進事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標1 確かな学力の向上	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	「生きる力」を育む教育活動の推進
			実施計画事業名	確かな学力向上事業
			個別事業名	図書活動推進事業
			先導的施策名	
			開始時期	過去より継続的に実施

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 小田原市「学校図書ボランティア連絡会」が行っている「読み聞かせ」等のボランティア活動が展開されている。年に1回、各校の代表による「代表者会」と、年4回、参加希望を募って「学習会」が開かれている。これらの開催通知は、教育指導課から各学校に送付し、協力を依頼している。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 各小・中学校の図書ボランティアを支援することを通して、学校図書館の充実を図るとともに子どもの読書活動を推進する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 【平成23年度の実施内容】 市内小・中学校の学校図書館の蔵書の充実を図るため、書籍の購入を行った。 【平成24年度の実施内容】 学校図書ボランティア連絡会の代表者と連絡をとり、代表者会や学習会を年3回開催し、指導主事が会議に出席して、助言や情報提供を行った。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 学習会の開催回数 ②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 図書ボランティアの参加が増えることにより、学校図書館が充実するとともに、子どもの読書活動が推進し、子どもの学力向上と心の醸成につながる。

4. 活動・成果の指標による事務事業の実績 (通常評価用項目)

指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標 ① 学習会の開催回数	2	2	2	2
指標 ②				

5. 事務事業の事業費

(単位:円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	0	0	0	0

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	現在学校図書館の充実に向けては、学校司書を配置しており、図書ボランティアへの支援については学校支援地域本部事業と連携していきたい。
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	市内すべての小中学校で図書ボランティアが活動しており、受益に偏りは無い。
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。	
	<input type="radio"/> 得られている <input type="radio"/> 概ね得られている <input type="radio"/> 得られていない	図書ボランティアの活動が、学校図書館の充実や子どもの読書活動の推進に大いに効果を発揮している。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	<input type="radio"/> 適切である <input type="radio"/> 見直す余地あり	予算措置の必要性はない。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	<input type="radio"/> 期待できる <input type="radio"/> 期待できない <input type="radio"/> 既に最大限導入済み	既に地域の人材を活用した取り組みとなっている。
効率性・費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	<input type="radio"/> 事業有で可能 <input type="radio"/> 事業有だが困難 <input type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由	事務事業の課題と今後の考え方	
○ 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■他の事務事業との統合
事業の課題	課題の改善に向けての考え方	
学校司書派遣事業(平成23年度～)と目的が重複していることから、分けて事務事業評価することは適切ではない。	子どもの図書活動の推進に向けては、本事業と学校司書派遣事業を統合するとともに、図書ボランティアの活用については学校支援地域本部事業と連携していく。	
事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・学校司書の配置により、学校図書室機能が充実している。
 ・図書ボランティアとの役割分担が適切に行われている。
 ・自宅で出来る図書ボランティア活動を実施している学校もあり、無理のない活動が展開され、すそ野の広がりを感じた。
 ・各学校の司書教諭が図書ボランティアと司書とのコーディネーター役として関わっていった方が良いと考える。
 ・読み聞かせ活動は、とても大切な活動だと思う。中学校ではあまりしていないようだが、中学生にこそ、ぜひ聞いてもらいたい。

9. 学識経験者の意見・評価

・子ども達の国語力・学力向上の基礎は、やはり本を読む事からだと思うので、今後も、出来るだけ子ども達の興味をそそる学校図書館づくりをお願いしたい。
 ・読み聞かせ活動について学校司書や学校の先生方、そして学童保育の先生方との連携を更に深めることは、児童生徒にとって有益なことだと考える。長期的な視野に立って、学校支援地域本部事業と連携していくためには、代表者会や学習会の充実を図る必要がある。
 ・事業そのものの重要性にも関わらず、事業経費が計上されないなど、取組みの体制に課題がある。
 ・今後の事業展開に関して、学校支援地域本部事業との連携をあげられているが、細分化した縦割りの構造を組み替える視点は重要である。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・児童・生徒への読み聞かせ活動については、児童生徒の読書に対する親しみ等を向上させる効果があることから、学校司書や図書ボランティアとの連携を図り、一層の充実を努める。
 ・事業費については、今年度(平成26年度)事業の見直しを行なうことで(学校司書派遣事業と統合)、予算を計上しており、今後その拡充に努める。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.2 学生ボランティア活用事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標2 豊かな心の育成	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名 実施計画事業名 個別事業名 先導的施策名	家庭・地域と共に歩む教育の充実 地域一体教育推進事業(未来へつながる学校づくり) 学生ボランティア活用事業
			開始時期	

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 幼稚園や学校等の教育活動を支援する学生を必要に応じて派遣し、教育活動の活性化をはかる。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 小田原市内の各幼稚園、小・中学校における教育活動を一層充実させる。 教員を目指す学生が、教育活動の実際を体験することで、教育者としての使命感や、豊かな感性、専門性を備えた魅力ある人材に育つ一助とする。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか ボランティア活動を希望する登録者の中から、学生ボランティアの派遣を希望する学校と相談のうえ、適任者を選出し各学校、幼稚園に学生ボランティアを派遣する。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 学生ボランティア登録者数 ②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 学生ボランティアが、学校の教育方針に基づき、様々な教育活動の指導の補助を行うことで、小田原市内の各幼稚園、小・中学校における教育活動を一層充実させる。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① 学生ボランティア登録者数	41	40	39	40
	②				

5. 事務事業の事業費

事業費	(単位:千円)			
	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	0	0	0	0

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	○ 妥当である 見直す余地あり	ボランティア側の目的も達成させるためにも、市の人材育成の観点からも市が実施するべきである。
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	○ 妥当である 見直す余地あり	学校のニーズに応じて取り組まれている。
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。	
	○ 概ね得られている 得られていない	学校のニーズに応じて、その目的が達成されるよう、計画的に実施している。
費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	○ 適切である 見直す余地あり	ボランティアとはいうものの、交通費などの支給は市として保証すべきであると考えられる。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	○ 期待できる 期待できない 既に最大限導入済み	市民のマンパワーを活用していくことに意義がある。
費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	○ 事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	市の人材育成の観点から県の事業との連携は好ましくない。

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 他の事務事業との統合
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
ボランティアだからといって、交通費なども保証していない。市の姿勢として考えるべきである。		学校支援地域本部事業との連携をはかり、ボランティア活動の活動費などの予算を計上していく。
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

- ・教員志望の学生が学生ボランティアとして参加している状況は将来の小田原を担っていく若い力として期待できる。
- ・学生ボランティアは、社会人と違って収入があるわけではないので、交通費を自己負担させている現状は改善すべきである。
- ・学生ボランティアの目線から簡単なコメントを学校ホームページで紹介する等、学生ボランティアの成果が見える機会を提供することも学校の役割である。
- ・学生ボランティアの登録者をもっと増やす手立てを考えてほしい。

9. 学識経験者の意見・評価

- ・将来的に教師を志す方を現場で体験させるというのは、とても無駄のない良い事業である。
- ・学生ボランティア終了時に学校側から何らかのお礼等があったり、学生からも体験の報告があったら今後の活動も充実してくるのではないかと感じる。
- ・他市、他県では学生ボランティア活用で、受け入れる現場の教職員の負担が増加しているケースもあるので、有効な成果が上がるためにも、学生の指導力の向上を計画的に図るプログラムの開発を今後視野に入れる必要がある。
- ・事業の継続、拡大を観点にして、着実に取り組まれることを期待する。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

- ・学区外から通っている学生の交通費については、実費を支給できるよう、予算を要求する。
- ・ご協力いただいた学生の皆さんには教育長から感謝状を進呈したり、ボランティアの体験談等を市のホームページに掲載したりするような取組を検討する。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.3 保健教育事業	担当部局	教育部
		担当課・室	保健給食課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標3 穏やかな体の育成	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	「生きる力」を育む教育活動の推進
			実施計画事業名	学校保健充実事業
			個別事業名	保健教育事業
			先導的施策名	
			開始時期	過去より継続的に実施

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 子どもたちの健康に対する意識を高めるため、年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して、社会変化に応じた保健指導を進める。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 不確かな性情報が氾濫している情報化社会の中、性に対する正しい知識の普及を図るため。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 中学生に対して、学校単位で性教育講習会を開催 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ①開催校数 ② -
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 生徒から、性感染症について初めて知ることができた、人に思いやりを持つようになったなどの感想を多くもらっている。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標 ① 開催校数	11	11	11	11
指標 ②				

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	2,021	2,037	2,017	2,037

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか		中学生全員を対象として実施するため、行政で関与し取り組む事業である。
	<input type="radio"/>	妥当である 見直す余地あり	
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。		中学生全員を対象として実施するため、公平である。
	<input type="radio"/>	妥当である 見直す余地あり	
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。		中学生から多くの感想が寄せられている。
	<input type="radio"/>	得られている 概ね得られている 得られていない	
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。		専門性をもった身近な方々(医師等)を講師としている。
	<input type="radio"/>	適切である 見直す余地あり	
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。		講演会がより専門的になり、付加価値もつけられうる。
	<input type="radio"/>	期待できる 期待できない 既に最大限導入済み	
	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。		他に類似事業は無い。
	<input type="radio"/>	事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 課題は無い
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
引き続き、中学生を対象に講演会を続けるべきだと考える。		講演会の内容充実のために、登録された講師に対して、本事業の目的、内容を十分伝える必要がある。
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・外部講師を推薦する検討委員会が主な人選をしているとのことだが、委員が平成13年度から同じ委員とのことで、講師に偏りが生じていないか気になる。
 ・小学校の養護教諭にも委員として参加してもらい、学校での対応等の参考してもらってもいいと考える。
 ・スマートフォンによるサイト閲覧の注意などにも触れてほしい。
 ・情報が氾濫している現在、中学生に正しい情報、知識を与え、また、男女がお互いを大切に思い、命を大事にすることまでへの内容で大変評価できる。
 ・危険ドラッグが社会問題化していて、始めるきっかけが「友達に誘われて」が多いので、このことにもぜひ触れる事業であれば、なお良い事業になる。

9. 学識経験者の意見・評価

・子ども達が青年となり、大人になっていく過程の中で、小田原市が手助けしてくれると言う事は、とてもありがたい。
 ・医者等の専門家による講習は、教育的に有意義な事業だと言える。今後は、社会的な見地、人権的な見地からも、講習の内容が組織化されると、学校では道徳、社会科、家庭科等の教科との連携が深まる可能性を持つと考えられる。
 ・性感染症の危険等の対症療法的な知識等の教育は、重要であるが、同時にいのちや人権などの人間存在の根源からの考察ができる様な性教育が重要である。そうした視点での掘り下げや取組み方の見直し等を引き続き行ってほしい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・性教育検討委員会委員の中に小学校の養護教諭も参加してもらえよう、調整したい。
 ・本事業は、情報が氾濫している現在、中学生に正しい情報、知識を与え、男女がお互いを大切に思い、命を大事にすることまでも講演の内容の中に取り組みしており、医師等の専門職の方を講師に行っているが、今後も引き続き、このような形で実施していきたい。
 ・性感染症の危険等の対症療法的な知識等の教育はもとより、いのちや人権などの人間存在の根源からの考察ができる様な性教育が実施できるよう、今後もこうしたところら視点を置き、取組み方の見直し等を行ってほしい。
 ・具体的な講演内容の中に、スマートフォンによるサイト閲覧の注意などにも触れてもらえよう、講師の方々へも依頼する方向とする。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.4 学校給食事業	担当部局	教育部
		担当課・室	保健給食課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標3 健やかな体の育成	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	小田原の良さを生かした教育の推進
			実施計画事業名	学校給食事業
			個別事業名	学校給食事業
			先導的施策名	
			開始時期	昭和22年3月

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 学校給食の適切な運営を進め、安心して安全な栄養バランスのとれた学校給食を安定して提供する。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 正規職員(調理員)の退職等を考慮し、直営で実施している学校給食調理業務を委託化を実施することで、合理的な学校給食の運営を進め、運営経費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保し、安心して安全な学校給食を提供する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 平成25年4月から給食を調理提供している片浦小学校、調理員の定年退職(3名)などを勘案して新たに足柄小学校と酒匂小学校について、調理業務の委託を開始した。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 委託実施給食調理施設数 ② 給食調理施設数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 給食調理業務を委託することで、合理的な学校給食の運営を進め、運営経費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保し、安心して安全な学校給食を提供することができた。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H25(計画)	H25(実績)
活動指標 ①	委託実施給食調理施設数	18	18
活動指標 ②	給食調理施設数	24	24

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	474,496	517,465	472,028	488,432

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	<input type="radio"/> 妥当である	学校給食法第4条の規定(義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない)による。
	<input type="checkbox"/> 見直す余地あり	
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
有効性	<input type="radio"/> 妥当である	学校給食法第11条の規定(学校給食は学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする)による。
	<input type="checkbox"/> 見直す余地あり	
	意図した成果が得られているか。	
	<input type="checkbox"/> 概ね得られている	調理業務委託を実施し、安定した人材の確保及び事業費の削減を図った。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	<input type="radio"/> 適切である	調理業務委託を実施し、事業費の削減を図った。
	<input type="checkbox"/> 見直す余地あり	
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	<input type="checkbox"/> 期待できる	
	<input type="checkbox"/> 期待できない	退職者(正規調理員)の状況を踏まえ、順次委託化を進めている。
	<input type="checkbox"/> 既に最大限導入済み	
	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
<input type="checkbox"/> 事業有で可能		
<input type="checkbox"/> 事業有だが困難		
<input type="checkbox"/> 類似事業なし		

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
給食調理業務の委託化を進めることで、事業費の軽減及び定年退職者に代わる労働力を確保し、給食内容の充実を図る。		委託期間(債務負担行為設定)及び委託箇所の組み合わせの検討を行い、より効果的な学校給食事業の運営を図る。
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・食物アレルギーを持つ児童生徒が増加している中で、きめ細やかな対策がなされており評価できる。
 ・各クラス担任は食物アレルギーの対応について熟知することが大切で、担当のクラスには該当者がいなくても、いつか発症することもあるので、事前の情報を知っておく必要がある。
 ・児童生徒にも食物アレルギーのことを理解させるように学習させてほしい。

9. 学識経験者の意見・評価

・アレルギー等に気を配っていて、とても安心安全な給食だと思う。今後も、子ども達のために安心安全で安定した給食を提供してほしい。
 ・食物アレルギーの児童生徒が確認されていない学校でも、リスク管理のために講習を毎年必ず開催してほしい。
 ・調理業務委託に伴う事業効率の推進の半面で、給食内容のコントロールを適切に進めることが重要であるが、どのようにコントロールするか説明がないので、わかりやすくしてほしい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・今後とも誤食などの事故が起きないように、学校現場では保護者・主治医等と連携を図りながら、細心の注意を払っていききたい。
 ・アレルギーのある児童生徒のいるクラスでは、給食指導の際に注意喚起ができ、誤食しないよう友達同士の声掛けもできているところもあるが、保健の教科書等では、食物アレルギーについては特に触れられていないので、児童生徒に対する食物アレルギーに関する学習が行われるよう、働きかけていきたい。
 ・初発でアレルギー症状が出る児童生徒もいるので、対象者がいない学校でも講習会を開催するよう投げかけていく。
 ・アレルギーの原因物質は様々で、子どもによって症状の重さや除去品目数などが異なるため、すべてのケースで同じように対応することは難しいが、児童生徒のアレルギーの実態、学校・調理施設の状況により、可能な限りの対応をしていきたい。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.5 公立幼稚園教育推進事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標4 幼児教育(就学前教育の推進)	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	きめ細かな教育体制の強化
			実施計画事業名	幼稚園教育推進事業
			個別事業名	公立幼稚園教育推進事業
			先導的施策名	—
			開始時期	平成24年4月

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	<p>介助を必要とする園児を支援するための介助教諭等(臨時職員)を配置する。 公立幼稚園の定員割れ及び保育所待機児童の解消のため、4・5歳児を対象に、幼稚園における延長保育(14時～17時)を酒匂幼稚園で実施する。 臨床心理士等の専門家を派遣し、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言する。 教諭について、幼稚園教育に係る様々な課題を解決し資質向上等を図るため、研究事業を実施する。 公立幼稚園のあり方については、現在の子育て世帯のニーズを的確に把握し、保育園との連携も含め、運営形態の変更を模索する。</p>
	【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか
【実施内容】	実施内容	<p>介助教諭等(臨時職員)の配置 臨床心理士等の派遣及び職員研修の実施</p>
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。	<p>① 介助教諭等配置数 ② 早期発達支援指導件数</p>
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか	<p>介助教諭の適正配置や専門家の派遣による指導助言により、支援が必要な園児に対する適切な保育が行われた結果、対象児に落ち着きが見られるなど、安定した園運営が図られている。</p>

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動	① 介助教諭等配置数	27	28	28	28
指標	② 早期発達支援指導件数	18	18	18	18

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	33,549	33,878	33,541	33,705

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	○ 妥当である	幼児教育の充実を図り、質の向上に努めていく必要があることから、市が関与して実施するべきである。
受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	○ 見直す余地あり	通園区域が定められており、対象者が限られている。
	○ 見直す余地あり	通園区域が定められており、対象者が限られている。
有効性	意図した成果が得られているか。	
	○ 概ね得られている	限られた予算の中で、介助教諭の適正配置に努めるとともに、教諭の資質向上を図るための各種事業を展開している。
	○ 得られていない	限られた予算の中で、介助教諭の適正配置に努めるとともに、教諭の資質向上を図るための各種事業を展開している。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	○ 適切である	副園長不在の園が2園あり、他の4園中3園で副園長がクラス担任を兼務するなど、必要最低限の人間で運営しているが、質の高い保育を提供するうえでも適正な職員数について検討する必要があると考える。
	○ 見直す余地あり	必要があるとする。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	○ 期待できる	子ども・子育て支援新制度のスタートを機に、民営化も含めた今後の公立幼稚園のあり方について検討する必要がある。
	○ 期待できない	子ども・子育て支援新制度の中で、幼保連携型の認定こども園への移行など、様々な選択肢が考えられる。
費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	○ 事業有で可能	子ども・子育て支援新制度の中で、幼保連携型の認定こども園への移行など、様々な選択肢が考えられる。
	○ 事業有だが困難	子ども・子育て支援新制度の中で、幼保連携型の認定こども園への移行など、様々な選択肢が考えられる。
	○ 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

○ 現状維持 ⇒詳細を右のリストボックスから選択		■ 若干課題はあるが、当面は現状維持	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方	
<p>発達障がいまでには至らないものの、集団活動になじめない園児が増加する中で、必要性が非常に高まっている介助教諭の配置及び教職員の資質向上が求められているため</p>		<p>支援を要する園児の数が増加する中で、介助教諭の適正配置や教職員の資質向上が喫緊の課題である。平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格施行が予定されており、公立幼稚園も新制度への移行を前提に検討を進めており、今後は、新制度への移行を進める中で、必要に応じて事業の見直し・改善を図っていきたい。</p>	
事務事業の見直し・改善※ ⇒詳細を右のリストボックスから選択			
事業の課題		課題の改善に向けての考え方	
事務事業の廃止・休止※ ⇒詳細を右のリストボックスから選択			
廃止・休止を選択した理由			

8. 教育委員の意見・評価

<ul style="list-style-type: none"> それぞれの幼稚園が地域に根差した特徴のある教育を展開しているのに、その内容が市民に伝えられてないことが残念である。 幼稚園の事業を紹介するホームページを充実させる必要がある。 発達障がいの疑いのある幼児については、保護者との信頼関係を作って、一緒に育てていきたいと思いますという姿勢で取り組んでもらいたい。 地元の人々にとっても支えられ、学区の小中学校とも連携し地域で育てていることは、素晴らしい。
--

9. 学識経験者の意見・評価

<ul style="list-style-type: none"> 一定の専門的な知見・指導力を持った介助教諭の雇用を推進するためにも、また自説にとらわれない学術的な視野の広さを持った臨床心理士による研修を実施するためにも、予算をもっと計上する必要がある。 子ども・子育て支援新制度の発足に合わせ、0～3歳児対象の幼児教育・保育のあり方全体についても検討してもらいたい。
--

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園のホームページについては、今後検討していく。 発達障がいの疑いのある幼児については、体験入園の際に保護者と面談を行ったり、入園後、早期発達支援事業によって子どもの様子を丁寧に見取り一人ひとりに応じた支援が行えるようにしたりして、保護者と園と一緒に子どもを育てていく環境づくりに努める。
--

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.6 日本語指導・異文化交流事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標5 これからの社会に対応した教育の推進	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	「生きる力」を育む教育活動の推進
			実施計画事業名	確かな学力向上事業
			個別事業名	日本語指導・異文化交流事業
			先導的施策名	—
			開始時期	—

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 外国人児童・生徒に対する日本語指導において、教員の支援を行う協力者を必要に応じて定期的に派遣することで、適切な学校教育の機会の確保を図る。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか ・市内小・中学校の外国籍を持つ児童・生徒が、言葉の支援を受けることによって、安心した学校生活を送れる体制づくりを進める。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか ・日本語指導協力者を派遣し、必要とする児童生徒に日本語指導を行った。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ①日本語指導協力者登録人数 ②日本語指導を受ける児童・生徒数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 定期的に言葉の支援を受け、個々の課題に対応することにより、児童・生徒自身の学校生活や学習面での不安が減り、学級活動などの集団生活に意欲的に臨むことができるようになった。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① 日本語指導協力者登録人数	17	16	21	18
	② 日本語指導を受ける児童・生徒数	25	21	22	27

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	845	919	905	919

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	<input type="radio"/> 妥当である 見直す余地あり	外国籍児童・生徒の支援事業として必要不可欠である。
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	<input type="radio"/> 妥当である 見直す余地あり	各小・中学校の要望に対応しているので偏りは無い。
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。	
	<input type="radio"/> 得られている <input type="radio"/> 概ね得られている <input type="radio"/> 得られていない	継続的に指導を希望する学校が多いことから、成果が概ね得られていると判断される。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	<input type="radio"/> 適切である <input type="radio"/> 見直す余地あり	一人に対する支援回数を増やすためにも増額が望まれる。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	<input type="radio"/> 期待できる <input type="radio"/> 期待できない	児童・生徒に即した支援を行うため、市民から協力者を公募している。様々な母国語に対応できる日本語指導協力者が増えれば、業務の効果が上がると考えられる。
費用対効果	既に最大限導入済み	
	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	<input type="radio"/> 事業有で可能 <input type="radio"/> 事業有だが困難 <input type="radio"/> 類似事業なし	NPOの事業から、保護者や日本語指導協力者の支援につながるものとの連携を図っていく。

7. 事務事業の方向性

<input type="checkbox"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■成果向上のための改善
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
児童・生徒一人当たり年間18回指導者を派遣しているが、回数が少なく、指導の継続性が保てない。		児童・生徒一人あたりの派遣回数を増やす。
<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

- ・外国人児童生徒が安心して学校に来られるように公教育の場として適切な機会を提供する事は大切である。
- ・積極的に様々な外国への支援を行っているNPO団体等に協力を要請する方法もある。
- ・未就学児の頃から支援が必要と思われる場合は、子育て支援課等と連携して適切な支援を行う事が必要である。
- ・外国人児童生徒に、日本との生活の違いなどを話してもらおう等積極的に学校で活躍する場を設けてほしい。
- ・日本語と同時に学習面でのサポートもあればよい。
- ・日本語指導を受ける児童生徒数の増加に伴い、児童生徒一人あたりの派遣回数を増やすよう検討してほしい。

9. 学識経験者の意見・評価

- ・各国の文化の違いを子ども達に伝える事や、日本の正しい文化も正確に伝えていくことが大切である。指導者への講習と、スキルアップは不可欠である。
- ・子ども達のためにもいじめ等に合わない様にデリケートな部分はしっかりと気を遣ってほしい。
- ・異文化を日本の子ども達に上手く伝える様な事業等を計画してほしい。
- ・プログラム内容を拡充するのは困難と予測されるが、回数の増加要望だけでは他の事業と横並びに見られる可能性が強いので、事業の名称にある「異文化交流」という側面の事業検討等があってもよいのではないかと。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

- ・未就学児等への日本語指導については、今後、関係する庁内の他課と連携し、どのような取組が可能か検討したい。
- ・日本語指導協力者の指導力の向上、情報交換等を目的とした日本語指導協力者との連絡会の充実を図る。
- ・日本語指導を要する児童・生徒への指導者の派遣回数を増やせるよう、予算の拡充を図る。
- ・異文化理解については、各校で取り組みが進むよう、啓発に努めたい。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.7 特別支援教育事業(事務局)	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	学校教育の充実	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	きめ細かな教育体制の強化
			実施計画事業名	支援教育推進事業
			個別事業名	特別支援教育事業(事務局)
			先導的施策名	—
			開始時期	平成21年4月

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 市立小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな課題をもつ児童・生徒に対して、適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置する。また、特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒への支援について、関連機関と連携するとともに、高度な知識や技能を持った専門家である医師や臨床心理士、さらに個別指導員等の構成員を個々の事例に応じて学校に派遣し、支援の仕方について助言・指導を行う。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 障がいの有無に関わらず、さまざまな課題を抱えた教育的ニーズのある児童生徒に対し、必要な支援を行い、充実した教育を行う。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 市臨時職員である個別支援員等を配置 支援チームのメンバーの派遣 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 個別支援員配置数 ② 巡回相談員派遣回数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか さまざまな課題を抱えた子どもたち一人一人のニーズに応じた教育の実現につながってきている。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動 ① 個別支援員配置数	82	85	89	90
指標 ② 巡回相談員派遣回数	27	27	27	30

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	72,216	81,879	78,556	82,284

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか		
	○ 妥当である	見直す余地あり	さまざまな課題を抱えた児童生徒は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。		
	○ 妥当である	見直す余地あり	全ての児童生徒がきめ細やかな支援を受ける機会が保障されることは、公平性の観点から妥当である。
有効性	意図した成果が得られているか。		
	○ 概ね得られている	得られていない	個別支援員の配置により、きめ細かな対応が行われているが、これまで以上にニーズに合わせた対応をする必要がある。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。		
	○ 適切である	見直す余地あり	児童生徒の在校時間や支援の必要性に十分対応するためにも、増加する必要がある。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。		
	○ 期待できる	期待できない	個人情報や、教育上の配慮の点から、民間に委託することは難しい。
	既に最大限導入済み		
	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。		
○ 事業有で可能	事業有だが困難	類似事業なし	県で雇用される非常勤職員の配置は、今年度もさらに、時間数の削減が行われているので、ニーズに対応するためには、市での事業が必要である。

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上のための改善
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
質の高い職員の雇用と配置人数の増員および、支援員以外の体制づくりの検討		児童生徒のニーズは年々、多様化複雑化しており、その人数も増えているのが現状である。ニーズに応じたよりきめ細かな支援をより可能にするためにも、より質の高い職員の増員および、配置のあり方や支援体制の検討が望まれる。
<input type="checkbox"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・個別支援員の勤務時間が1日当たり5.5時間なので、児童生徒の下校時間まで空白の時間が生じてしまうシステムは問題である。
 ・個別支援員のニーズは毎年増えている。障がいに対する理解を児童生徒達にも求めることが当事者支援につながる。大人の支援で、インクルーシブなクラスにすることを目指してほしい。
 ・特別支援を必要とする児童生徒がクラスの一員として受け入れられ、一緒に活動する時間を多く持てるようにしてほしい。
 ・市では、様々な支援をするための人員をきめ細かに配置しており評価できる。

9. 学識経験者の意見・評価

・特別支援の必要とする児童に対して学校の教職員では補えない部分を個別支援員や相談員にお願いすることは、大切である。
 ・様々な課題を抱えた児童生徒に対する一定の専門的知見・指導力を持った個別支援員の派遣のために、予算をもっと計上する必要がある。
 ・個別支援員の拡充等が財源的な壁にぶつかった場合に、地域ボランティア等にまで拡大して人材を求めることも考えられ、特別支援教育を支える体制全体について検討してもらいたい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・個別支援員の勤務時間を増やすことは今後の課題である。支援員の増員に向け、予算の拡充を求めていく。
 ・特別支援学級訪問や研修会等で、適切な交流授業等を行うことや障がい理解を深めることにより、インクルーシブ教育の推進が図れるようにする。
 ・ボランティアの導入に関しては、個人情報等の問題もあるので、今後検討していく。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.8 放課後子ども教室推進事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育総務課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標7 未来へつながる学校づくりの推進	総合計画	施策名	青少年育成の推進
			詳細施策名	スクールコミュニティの形成
			実施計画事業名	子どもの居場所づくり推進事業
			個別事業名	放課後子ども教室推進事業
			先導的施策名	未来を担う子どもを育む
			開始時期	平成24年4月

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 放課後子ども教室は、全ての子どもに対して放課後や週末の時間に小学校の余裕教室等を子どもの安全・安心な活動拠点として活用し、加えて地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出するもの。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 片浦小学校の小規模特認校制度の導入に併せ、特色ある学校づくりの一環として同校に放課後子ども教室を設置した。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 財源の確保、学校との連絡調整、スタッフの人員確保、実施内容の企画運営及び児童への周知。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 登録者率(登録者児童数/児童生徒数) ② 設置数
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか ・子どもたちの安心安全な活動の拠点となった。 ・異学年交流や様々な体験活動を通して、創造性や自主性が養われた。 ・地域の方々との交流活動の機会となった。 ・子どもたちが異なる学年や大人との交流ができ、人とのつきあい方を学び、自分の考えをしっかりと言えるような社会性が育まれている。 ・現在の実施校である片浦小学校においては、小規模特認校の魅力の一つとなり、様々な地域から来る子どもたちの交流の機会の場となった。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① 登録者率(登録者児童数/児童生徒数)	97	97	97	89
	② 設置数	1	1	1	1

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	3,268	5,004	3,264	4,888

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	○ 妥当である 見直す余地あり	地域住民の協力を得ながら、市が実施することは妥当である。
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	○ 妥当である 見直す余地あり	現在は、小規模特認校制度の導入にあわせ片浦小学校で開設している。今後は、モデル校を設定し他の地域への拡充について検討を進める。
有効性	意図した成果が得られているか。	○ 得られている 概ね得られている 得られていない	成果については上記のとおり。保護者からの意見では、「新しい遊びを覚えてきた」、「学校に行く楽しみが増えた」、「ゲームをやる時間が減った」、「積極的にになり、自ら行動することを覚えた」などの意見があり成果が得られていると考えられる。
	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	○ 適切である 見直す余地あり	実施する上で、最低限の人件費が主となることから適正である。
効率性・費用対効果	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	○ 期待できる 期待できない	教室スタッフや講座の講師など、市民協働による事業の推進を心掛けている。
	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	○ 事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	片浦小学校では、小規模特認校制度のインセンティブ事業として実施しているため、市が取り組んでいる。

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
片浦小学校で実施している放課後子ども教室は、概ね順調に進んでいることから、現状維持とする。		課題として、下校時の安全対策や週末や長期休業中の開設のあり方等があるが、地域や保護者等で組織する運営委員会で検討していく。
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 成果向上のための改善
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
今後の拡充について検討する。		平成27年度、モデル校を設置。なお、放課後児童クラブとの連携のあり方など、放課後子ども教室のよりよいあり方について、研究していく。
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・平成24年度に開設して以降約2年間の取組で、「積極性が芽生えた」、「他者を思いやる心が育った」など、子ども達の変容が見られることを確認したが、今後も継続して取り組んでもらいたい。
 ・こうした放課後子ども教室の成果について、学校の全職員も情報を共有するなどして、放課後子ども教室と片浦小学校とで連携して児童の育成に取り組んでもらいたい。
 ・学習アドバイザーが大きな影響を与えるものと思う。片浦小学校の学習アドバイザーは、熱心に子どもと向き合っているのので、こうした取組を継承してもらいたい。
 ・学校内に地域の子ども達の放課後の学習の場と交流の場があり、併せて地域の高齢者が関わる場として活用されると良い。

9. 学識経験者の意見・評価

・本事業は、全国的にも取組が広がっている。小田原市においても、現に実施している教室では、その取組を充実させるとともに、他地域への拡充にも取り組んでもらいたい。
 ・子ども達にとっても、大変意義のある取組と思う。このような取組は、積極的に市民へ周知してもらいたい。
 ・片浦小学校での取組みは良いのだが、モデル校を設置して、普及させてもらいたい。
 ・とても有益な事業であり、今後の少子高齢化社会における教育のひとつのモデルとなっていってもらいたい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・片浦小学校での取組は、子ども達に放課後の生活リズムの確立や良好な人間関係の構築など変容が見られることから、概ね順調に進んでいると考えている。
 ・今後は、取組のより一層の充実を図るとともに、片浦小学校の教職員に対する情報共有や市ホームページ等を活用した更なる広報に取り組んでいきたい。
 ・他の地域への普及については、片浦小学校以外には放課後児童クラブが存在することから、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携をどのように図っていくかが課題となる。
 ・さらに、放課後子ども教室は、子ども達にとつのみならず、地域の方々にとつても、子ども達と関わる楽しみを増やしたり、ご自身の趣味や学習を深めていく絶好の機会であることから、地域の方々々が楽しく、積極的に参加できる方策を検討していきたい。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.9 学校評価充実事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育指導課

2. 事務事業の位置付け

総合計画	基本目標8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	家庭・地域と共に歩む教育の充実
			実施計画事業名	開かれた学校推進事業
			個別事業名	学校評価充実事業
			先導的施策名	
			開始時期	

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	各学校が自らの教育活動その他の学校運営について、目標を設定し、その達成状況やさまざまな取り組みの適切さなどについて評価し、適切に説明責任を果たすとともに、学校として組織的に・継続的な改善を図っていく。
	【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 各学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準を向上させる。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか	市教育委員会として学校教育の方針を示すとともに、共通評価項目を設置することで各校の学校評価を推進した。
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。	
	① 各校の学校評価実施回数	②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか	学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくことができるようになっている。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① 各校の学校評価実施回数	2	2	2	2
	②				

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	0	0	0	0

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	○ 妥当である	学校評価については学校教育法に規定されていること、また、学校教育法施行細則にその評価結果について設置者への報告が規定されていることから、行政として関与すべきである。
公平性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	○ 妥当である	全校で実施しており偏りはない。
有効性	意図した成果が得られているか。	
	○ 得られている	各校では学校評価の結果を学校運営の改善にいかしている。
	概ね得られている	
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	○ 適切である	学校評価の充実に向けて、特別な予算措置はしていない。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	期待できる	学校評価については、保護者や学校評議員等の地域住民にその結果を報告し、学校運営の改善につながるよう各校で取り組んでいる。今後は、学校評議員の活動のより一層の活性化を図るとともに、学校の教育活動に対する保護者や地域の理解を得られるよう工夫していき
	期待できない	い。
	○ 既に最大限導入済み	
費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	事業有で可能	
	事業有だが困難	各校で工夫改善しながら取組事業であり、統合・連携・事業移管できる事業ではない。
○ 類似事業なし		

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>学校の自主性・自立性が高まる中、その教育活動の成果を検証し、学校運営の改善につなげることが重要である。</p>		<p>学校が学校運営に対して説明責任を果たし、家庭や地位との連携協力を一層進めていくことが必要である。</p>
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事務事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の学校評価をどう活用しているのかがわかりにくい。 ・評価項目が多すぎるので、少なくともシンプルな質問にすることを検討した方が良い。今のままでは、担当者の負担が大きすぎるのではないかと。 ・学校評価のアンケート結果について考察と対策が大切なのでしっかりやってほしい。 ・学校評議員制度と学校運営協議会制度(コミュニティスクール)との整理、統合について見直し及び検討をしてほしい。

9. 学識経験者の意見・評価

<ul style="list-style-type: none"> ・教育の仕方やレベルの評価は、もちろんだが、学校の環境や安全等も評価する重要な点である。 ・教職員が頑張れる評価をしてほしい。 ・一部の教職員に評価の取りまとめ集計等の業務の偏りがないようにする取組みが必要な学校があると思われる。また、低い評価がなれさないうようにリスク回避のための指導が横行しないように留意してほしい。 ・学校運営の改善がこの事業の趣旨であることを踏まえ、学校評価の簡素化や妥当性、適切性などにはさらに検討を必要である。
--

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の改善・充実に向け、その妥当性、適切性について検討するとともに、簡素化を図る。 ・学校運営協議会制度の導入モデル校において、制度のあり方とともに、より効果的な学校評価について研究を進める。
--

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.10 教育ネットワーク整備事業	担当部局	教育部
		担当課・室	教育総務課・教育指導課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	基本目標9 教育環境の改善・充実	総合計画	施策名	学校教育の充実
			詳細施策名	教育環境の整備
			実施計画事業名	学校施設整備事業
			個別事業名	教育ネットワーク整備事業
			先導的施策名	—
			開始時期	平成12年

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 各学校施設へパソコン等の情報機器を整備するとともに、教育ネットワークを拡充した校内LANを整備し、情報セキュリティを確立し、学校教育に係る情報保護対策を図る。時代に合ったICT環境を整備することで、児童・生徒にとっての望ましい教育の展開や教職員の事務処理の効率化を図る。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか ・授業等におけるICTを活用する機会を通して、児童・生徒の情報活用能力の育成をより一層図る。 ・事務処理の効率化を図ることを通して、子どもと向き合う時間や授業研究に費やす機会を増やす。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 教育ネットワークシステムの整備、保守管理、運用支援、研修等
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 授業や校務等への活用が大幅に図られており、ICTを用いた教育の推進や学校現場の校務処理の効率化等に寄与している。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① インターネット回線速度(単位Mbps)	10	200	200	200
	② 端末台数(教職員・児童生徒用等の総計)	1,918	2,761	2,761	2,761

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	96,386	117,113	111,017	157,222

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか		
	○ 妥当である 見直す余地あり	「おだわらTRYプラン」、「学校教育振興基本計画」に基づく事業である。	
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。		
	○ 妥当である 見直す余地あり	全小・中学校を対象とした事業であり、受益と負担のバランスは取れている。	
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。		
	○ 得られている 概ね得られている 得られていない	計画どおりに進行したため、意図した成果が得られている。	
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。		
	○ 適切である 見直す余地あり	システムに係る全てのインフラ・ハード・ソフトの整備、保守管理・ヘルプデスク業務等について一括で契約したことにより、コストの削減ができています。	
効率性・費用対効果	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。		
	○ 期待できる 期待できない 既に最大限導入済み	システムの保守管理・ヘルプデスクの窓口の一元化等を含め、業者と一括で契約したことにより、利用者の利便性の向上やシステムの効率的な運営はもとより教育委員会事務局のシステム管理も効率的にできています。	
効率性・費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。		
	○ 事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	県下においてシステムの共同運営が可能と思われるが、市町のシステム導入に対する温度差がかなりあるため、将来的には検討すべきと考える。	

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■成果向上のための改善
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
平成25年度に導入した新たな教育ネットワークシステムについて、全ての教職員や児童生徒に活用されるよう、保守の強化やよりよい運用方法等を展開していく。		導入業者を交えた関係者(行政・学校)による連絡相談体制を密にすることで迅速な保守対応や、保守体制の強化を図るとともに、「学校現場で有効に活用する」という視点で、研修・説明及び研究等の更なる充実を図る。
事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・各学校での高速回線が実現し、教育ネットワークシステムがより充実したことで、授業や様々な活動にも使われることは大変評価できる。

・各校に8台のタブレットが配布されているが、その用途を確認できなかった。授業で有意義に使ってほしい。

・各学校のホームページが充実してきた。保護者にとっても様々な連絡、学校からの情報が分かって大変良い。

・緊急情報システムは、保護者の既読、未読がわかり、未読の保護者に電話確認するなど概ね上手く運用されていると感じた。

9. 学識経験者の意見・評価

・学校の広報活動にもとても良く、学校の行事等も分かりやすく、学校と家庭の距離が近くなるように感じる。

・教職員の事務処理において、とても有益な事業である。

・校務支援システムにより学校事務の効率化、教職員負担の軽減などにも活用できる面があり、どう活用するかに視点を置いた検討をしてほしい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・今後も教育ネットワークシステムを通じて、校務の効率化、ホームページの充実等が促進するよう、しっかりとシステムの管理及び利用者のサポートを行っていききたい。

・より効果的・効率的な運用が図られるような研究を行ったり、研修会を開催したりする。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.11 家庭教育学級事業	担当部局	文化部
		担当課・室	生涯学習課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	総合計画	施策名	子育て環境の充実
		詳細施策名	子育て家庭への支援の充実
		実施計画事業名	家庭教育力向上事業
		個別事業名	家庭教育学級事業
		先導的施策名	
		開始時期	昭和39年度

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか	子育て期の養育者を対象に、PTAや子育てサークル等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育講座や、子育て世代の交流を生み出すような事業を開催する。
	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか	心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育てをともに相談しあえる仲間づくりを支援する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか	家庭教育学級の開設、家庭教育講演会の開催。
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。	
	① 家庭教育学級開設数	② -
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか	心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育てをともに相談しあえる場が設けられた。

4. 活動の指標による事務事業の実績

活動指標	指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
①	家庭教育学級開設数	35	36	29	36
②	-				

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	368	648	344	648

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	<input type="radio"/> 妥当である <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり	家庭教育支援という立場で、行政の関与が必要である。
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	<input type="radio"/> 妥当である <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり	小学校、中学校、幼稚園等、全体に募集をかけて実施している。
有効性	意図した成果が得られているか。	<input type="radio"/> 得られている <input type="radio"/> 概ね得られている <input checked="" type="radio"/> 得られていない	家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談し合える場が設けられている。
	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	<input type="radio"/> 適切である <input checked="" type="radio"/> 見直す余地あり	キャンパス講師の活用等により、コストの削減が図られている。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	<input type="radio"/> 期待できる <input checked="" type="radio"/> 期待できない	行政の役割として、コーディネート等により効果向上を図っている。
効率性・費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	<input type="radio"/> 事業有で可能 <input type="radio"/> 事業有だが困難 <input checked="" type="radio"/> 類似事業なし	

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため。		学校単位での実施にとどまっているため、多角的な視点でさらなる家庭教育支援を検討していく。
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

- ・学校での教育と家庭での教育は車の両輪のようなものなので、家庭教育学級事業はとても大切な事業である。
- ・毎年の記録を次の担当者へ引き継げるようなツールを用意するのもよいと考える。
- ・テーマによっては、他部局と企画できることもあると思うので、市役所内の横のつながりを大切にしてほしい。
- ・保護者が困っていることや悩んでいることに正面から向き合っ、テーマを決めることも考えてほしい。
- ・PTAの役員改選直後に年間計画を立てることから、5月に行われる成人教育担当者研修会での情報提供のあり方に工夫が必要である。

9. 学識経験者の意見・評価

- ・テーマの中で子どもを持つ親の意識が上がるような事業をPTAとしても、もっと行う必要がある。
- ・保護者同士の交流を保障する企画も必要であるが、子育て・教育に関する企画であることが望ましい。
- ・企画段階におけるテーマや講師選定に関する情報の少なさか、企画する時期が早めのために熟慮がされていない等の理由が考えられるので、それらの課題について取り組む必要である。
- ・家庭の教育力の低下、育児の孤立化等現代社会の家庭を巡っては、多くの課題が指摘される。開設する講座内容の選定の仕方を含め、プログラム内容の改善をしてほしい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

- ・家庭教育支援の重要性をさらに意識し、学校やPTAに対しても、その必要性が伝わるようにする。具体的には、成人教育担当者研修会での説明を工夫し、より意味のある家庭教育学級の開設を図る。

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	<input checked="" type="checkbox"/> 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと法で定められており、本丸・二の丸と併せ、国民共有の財産である国指定史跡の整備を行うことは必要である。</p>		<p>公有地化が進んできており、整備基本計画の策定を進め、三の丸外郭新堀土塁等の本格的な整備年度について検討する必要がある。</p>
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・芝生の草刈り等は、市民へ呼びかけ、イベントして参加してもらえよう工夫することも必要である。
 ・総構が復元できれば、相当な観光資源となり、小田原のまちに関心を持ってもらえると考える。
 ・小田原の児童生徒に総構に実際に立ってもらい、専門家の説明を聞く機会をぜひ設けてもらいたい。
 ・中世小田原の魅力をもっと多くの市民にってもらうようにすることが大事である。また、市外にもっとアピールをしていってほしい。
 ・公有地化と一部開放がなされているなど、一定の成果が得られているが、今後、整備基本計画の早期策定を進めていく必要がある。

9. 学識経験者の意見・評価

・観光客にも興味を持って歩いて立ち寄ってもらえるようにしてほしい。
 ・歴史ある小田原の事業としてとても良い事業だと思う。これからの子ども達のためにも、小田原の昔を楽しく伝えてほしい。
 ・平成21年度に策定された保存管理計画に基づいて、事業の着実な推進に努めている。歴史的資源の豊富な小田原市の特性を生かした取り組みであり、引き続き事業を推進されることを期待する。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・中世の小田原城の魅力を多くの市民・観光客等に広く知っていただき、その価値を顕在化していくために、史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画に基づき、重要な箇所を公有地等を進めるとともに、今後、整備基本計画を策定し、整備基本設計や整備実施設計を実施して、順次、具体的な整備に取り掛かっていきたいと考えている。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.13 図書館学習イベント開催事業	担当部局	文化部
		担当課・室	図書館

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	総合計画	施策名	生涯学習の振興
		詳細施策名	多様な学習の機会と情報の提供
		実施計画事業名	身近な図書館推進事業
		個別事業名	図書館学習イベント開催事業
		先導的施策名	
開始時期		昭和34年	

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 図書館所蔵の図書及び視聴覚資料ならびに郷土資料を活用し、読書や音楽・歴史に親しみ、興味関心を深める機会及び地域や家庭等における読書活動を推進する機会を提供する。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 図書館法第3条に基づき、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催することで、地域や一般市民の要望等に応えるとともに、学校教育の援助や家庭教育の向上に資する。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか ○絵本のよみきかせ○子ども映画会○図書館こどもクラブ○一日図書館員○図書館たんけん隊○音楽教養講座○セピア色の写真展○よみきかせ養成講座○布の絵本づくり講習会○子どもの読書活動推進講演会○本のりさいくるフェア○総合歴史講座○かもめ名画座○バリアフリー映画会 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 事業種別数 ② -
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 乳幼児から高齢者まで事業ごとに異なる対象者の多数参加があった。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動 ① 事業種別数	13	15	14	14
指標 ②	-			

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

小計	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	224	340	184	340

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	○ 妥当である 見直す余地あり	公立図書館は地域住民が適切な図書館サービスを楽しむことを目的に市町村等において設置されるものであり、その図書館における図書館奉仕事業の実施主体は市(行政)において他にない。
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	○ 妥当である 見直す余地あり	事業対象を世代別に見た場合、ヤングアダルト(中学生・高校生世代)を対象とする事業がない。
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。	
	○ 得られている 概ね得られている 得られていない	事業によっては、実施形態のマンネリ化や参加者の少ないものも見受けられる。
	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	○ 適切である 見直す余地あり	所蔵資料の活用やボランティアの運営協力により経費が抑制できている。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
費用対効果	期待できる 期待できない	読み聞かせや読み聞かせボランティア養成講座、映画会の運営、布の絵本づくり講習会など多くの事業において、ボランティア団体の協力が得られている。
	○ 既に最大限導入済み	
	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
○ 事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	類似事業は存在するものの、各館固有の所蔵資料を活用して独自の事業を実施することや、参加機会拡充の観点からも統合・連携・移管等は考えにくい。	

7. 事務事業の方向性

○ 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■ 若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>一部事業において実施に際しての工夫の必要があるものの、全体的には事業種別や頻度、参加者数等からみて概ね現状を維持しつつ継続していくことが妥当と考えるため。</p>		<p>ヤングアダルトを対象にした事業内容の検討や参加の少ない事業についての見直しとともに個々の事業の充実を図る。</p>
事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

- ・図書館学習イベントで中高生のニーズがつかめていないとのことだが、中学校の教職員と一緒に企画を考えることも必要である。
- ・本が好きになるきっかけをそれぞれの年代に応じて考える必要がある。
- ・「絵本の読み聞かせ」や「かもめ図書館フレンズ」など、ボランティアの皆さんが力を発揮しており、評価できる。
- ・子どもクラブでの活動が充実しており、未来を担う子どもの育成は評価できる。
- ・中学生の図書館利用の機会を増やす事業展開を考えてもらいたい。

9. 学識経験者の意見・評価

- ・本を読む事は国語力や学力に結び付いてくるので、出来るだけ、児童生徒が魅力を感じる様な事業を積極的に行ってほしい。
- ・図書館ボランティアや学校図書館司書との情報共有等連携の中で、本好きの児童生徒同士が自らネットワークづくりを目指し、イベントを企画運営する事業へ展開してほしい。
- ・図書館の担当事業に並行してNPO法人等との取組みはどう展開されているのか、それらとの棲み分けやこれからの関係性の在り方などについてどう考えているか等にも言及されるともっとよかった。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

- ・中学生・高校生の図書館利用については、YA(ヤングアダルト)書籍の充実やお勧め本のリーフレット作成のほか、職業体験・訪問等を積極的に受け入れること等により利用の促進を図っているところだが、更にニーズの把握を行うために教職員や学校図書ボランティア等との連携に努めていきたい。
- ・職場体験の中学生・高校生から、意見の聞き取りを行ったり、職場体験時の仕事として書籍のポップ作成を取り入れ、同年代から中高生に向けて本をアピールするなど検討していきたい。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.14 学校体育施設開放事業	担当部局	文化部
		担当課・室	スポーツ課

2. 事務事業の位置付け

市学校教育振興基	/	総合計画	施策名	生涯スポーツの振興
			詳細施策名	スポーツ活動を支える環境づくり
			実施計画事業名	スポーツ施設整備運営事業
			個別事業名	学校体育施設開放事業
			先導的施策名	
		開始時期	昭和50年	

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか 市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図るため、市内小学校25校、中学校11校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で開放している。 また、酒匂中学校、国府津少学校及び豊川小学校のグラウンドに照明設備を設置し、夜間の時間帯に開放している。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか 学校の体育施設を地域住民に開放することにより、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を可能とした。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか 団体の登録手続きの受付を行うとともに、学校との連絡調整を行った。 活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。 ① 登録団体数(団体) ②
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか 市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図った。

4. 活動の指標による事務事業の実績

指標名		H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
活動指標	① 登録団体数(団体)	301	330	296	330
	② -				

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	4,226	4,371	3,771	7,772

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	公立学校の体育施設の開放事業であり、市が取り組むべき事業である。
	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	<input type="radio"/> 妥当である <input type="radio"/> 見直す余地あり	広く一般市民が利用している。ただし、現在は規則により使用料が免除となっているが、電気料を学校側が負担しているため、受益と負担の原則から見直す余地がある。
有効性	意図した成果が得られているか。	<input type="radio"/> 得られている <input type="radio"/> 概ね得られている <input type="radio"/> 得られていない	年間利用者がのべ約20万人であり、スポーツに親しむ機会を提供している。
	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	<input type="radio"/> 適切である <input type="radio"/> 見直す余地あり	現在は規則により使用料が免除となっているが、電気料を学校側が負担しているため、受益と負担の原則から見直す余地がある。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	<input type="radio"/> 期待できる <input type="radio"/> 期待できない	公立学校の体育施設を開放しており、学校への立入りや連絡調整を行う必要があるため、民間委託は適さない。
効率性・費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体で類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	<input type="radio"/> 事業有で可能 <input type="radio"/> 事業有だが困難 <input type="radio"/> 類似事業なし	学校施設の開放事業は、スポーツ開放と社会体育開放とがあるが、対象利用団体が違うため統合は困難である。

7. 事務事業の方向性

現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■受益者や受益者負担の見直し
事業の課題		課題の改善に向けての考え方
現在は規則により使用料が免除となっているが、電気料を学校側が負担しているため、受益と負担の原則から使用料を見直す余地がある。		有料化することにより、学校管理経費の削減と歳入の確保が見込める。実施にあたっては、学校施設を使用し事業を実施している教育総務課、生涯学習課と調整するとともに、料金の徴収方法や用途を検討する必要がある。
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止※	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

- ・年間の利用者が延べ約20万人もおり、市民にずいぶん利用され、スポーツに親しむ機会を提供している。
- ・公共施設の受益者負担は、平等であるべきなので、利用団体に低額な使用料を請求することは、必要である。
- ・所管課の説明で、学校体育施設開放が無料となっている理由として、配置する担当職員の人件費と利用者負担額と同程度となるとの説明があった。人件費がかからない方法を考えるなど、なんらかの方法で有料化が図れると良い。
- ・それぞれの施設の稼働率がわかると良い。

9. 学識経験者の意見・評価

- ・プール開放について各小学校PTAが監視業務委託業者と交わしている契約内容が異なりがちとの指摘が出されており、業務の基本的な部分は統一されるよう、行政として一定のアドバイス等で関与されることが必要である。
- ・出来る限り、プール開放事業に予算をつけてほしい。
- ・市民にとって有益な事業であるが、電気料金や鍵・施設の管理等に関して、学校現場の教職員に業務の負担が増加しない形で進めてほしい。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

- ・学校開放について、夜間照明施設以外は使用料が免除となっているが、電気料等を学校側が負担しているため、受益と負担の原則から有料化する考え方もあるものの、見込まれる収入に対し、人件費等のコストが同程度見込まれることなどのため、今後も有料化を図る方策を検討していく。
- ・各学校の稼働率として、年間の利用日数で稼働率を算出することを検討する。
- ・学校プール開放について、各小学校PTAと委託業者との契約内容については、現在、基本的な部分は統一されるようアドバイスを行っている。
- ・今後も学校現場、市PTA連絡協議会等と連携を強化していく。

1. 事務事業の基本情報

事務事業名	No.15 指導者養成研修事業	担当部局	子ども青少年部
		担当課・室	青少年課

2. 事務事業の位置付け

小田原市学校教育振興基本計画	総合計画	施策名	青少年育成の推進
		詳細施策名	青少年育成指導者層の形成
		実施計画事業名	青少年指導者育成事業
		個別事業名	指導者養成研修事業
		先導的施策名	未来を担う子どもを育む
		開始時期	平成22年5月

3. 事務事業の説明

【事業概要】	どのような事業であるか
	実践的な研修を実施し、地域での青少年育成に関する担い手を育てる。 なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業の担い手(指導者)としても活躍する。 平成26年度は神奈川県と共催で、新たな研修を組み入れて開催する。
【目的】	この事業の目的は何か、なぜこの事業を実施しているのか
	指導者を養成し、体験活動(学習)を通して子どもたちの健全育成を図る。
【実施内容】	具体的に市は何を行ったのか
	「おだわら自然楽校」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど指導者として必要な知識や技術の習得を図る。
	活動指標(活動を数値化できる場合)※主要となる指標を2つまで記載してください。
	① 開催回数 ② -
【成果】	この事業の実施によりどのような成果が得られたか
	指導者としての知識・技術の向上が様々な体験活動(学習)の場で活かされている。

4. 活動の指標による事務事業の実績

活動指標	指標名	H24(実績)	H25(計画)	H25(実績)	H26(見込)
①	開催回数	9	9	8	11
②	-				

5. 事務事業の事業費

(単位:千円)

事業費	H24(決算)	H25(予算)	H25(決算)	H26(予算)
	537	727	614	1,061

6. 事務事業の評価

妥当性・公平性	市(行政)が関与して取り組むべき事業であるか	
	○ 妥当である 見直す余地あり	小学校や地域が行う体験活動を支援する指導者養成という観点から、行政が取り組むべき事業である。
有効性	受益者が市民の一部に偏っていないか。また、受益と負担のバランスは取れているか。	
	○ 妥当である 見直す余地あり	受講生からは負担金を徴収している。
効率性・費用対効果	意図した成果が得られているか。	
	○ 得られている 概ね得られている 得られていない	事業を通して学んだ知識や技術を様々な体験活動の場で発揮し、多くの子どもたちの体験活動機会を提供するだけでなく、主催者の負担軽減と安全確保が図られている。
効率性・費用対効果	事業コスト(事業費・人件費・職員人工)は適切であるか。	
	○ 適切である 見直す余地あり	受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著名な研修講師を招くなど、事業コストを抑え効果的な取組に努めている。
	民間への委託や市民協働の手法を取り入れることにより、業務の効率性や効果を向上できないか。	
	○ 期待できる 期待できない 既に最大限導入済み	他の事業(指導者派遣等)との連携が深く、市職員と参加者の関係を持続することからも民間への委託は困難である。
効率性・費用対効果	庁内、国・県、民間、市民団体が類似事業が存在し、統合・連携・業務移管はできないか。	
	○ 事業有で可能 事業有だが困難 類似事業なし	本事業のもつ事業目的を補完できる類似事業は現状では無いものと思われる。

7. 事務事業の方向性

<input type="radio"/> 現状維持	⇒詳細を右のリストボックスから選択	■若干課題はあるが、当面は現状維持
現状維持を選択した理由		事務事業の課題と今後の考え方
<p>本事業で養成した指導者は本市の体験活動や小学校や地域が行う体験学習のサポートを行い、主催者の負担軽減と子どもたちの安全確保の上で大きな役割を果たすなどの効果を得ている。</p>		<p>一定の効果は見られているが、参加者の拡大や若年層の掘り起こしが引き続きの課題となる。</p>
<input type="radio"/> 事務事業の見直し・改善 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
事務事業の課題		課題の改善に向けての考え方
<input type="radio"/> 事務事業の廃止・休止 [※]	⇒詳細を右のリストボックスから選択	
廃止・休止を選択した理由		

8. 教育委員の意見・評価

・指導者研修受講者が毎年育っているが、その研修で学んだ経験を活かす機会が少なく、もっと学校等へPRした方がよい。

・高校生、大学生から30代ぐらいの若い世代にもっと研修を受けてもらい、次の世代を担ってもらいたい。

・受講生や指導者に対するアンケート調査実施により、成果を検証していく必要性を感じる。

・すでに5年が経過している事業なので、受講生自らが企画運営し、派遣事業へと発展させるような展開を検討してもらいたい。

9. 学識経験者の意見・評価

・学校生活以外で子ども達が地域の方と接し、色々な事を学ぶというのは、素晴らしい。

・指導者の方は、出来るだけ小田原の方に多く参加してもらえるとより良い。

・地域の自治体や小中学校PTAの父母の方なども巻き込んで進めてもらいたい。

・青少年育成事業として有益な事業だといえるので、受講した方が今後、学校や地域における活動を他の部局との連携を図っていけるように、組織的に発展してほしい。

・地域人材から指導者を生み出す工夫は重要であり、「参加者の拡大や若年層の掘り起こし」という課題は重要な観点であり、社会福祉協議会などの地域組織との連携も視野に事業促進のためのさらなる検討が必要である。

10. 教育委員及び学識経験者の意見・評価を踏まえた今後の取組方向

・既存の団体等へ周知し、新規受講者の発掘を目指していく。

平成25年度（平成24年度分）教育委員会事務の点検・評価対象事業 における点検・評価前後の状況について

平成25年度（平成24年度分）の点検・評価対象事業において、点検・評価前と点検・評価後の状況について自己点検を行った。

No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1	少人数学級編制（小1，2）の実施・スタディサポートスタッフの配置	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①勤務時間が4時間と短いで、2人交代にするなどして、下校時まで対応できる体制を整えるべきである。</p> <p>②スタッフ一人一人の力量の向上と、スタッフ間の連携を図りたい。</p> <p>③1年で担当が変わってしまうので、1年生から2年生に進級する際に同じ人が担当できるとさらによい。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の登校から下校まで対応できる体制をつくるには、予算を増やすことが必要であることから、現状では難しい。今後も継続して予算の措置に努めていく。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタディ・サポート・スタッフを対象とした研修会を開催し、講話・演習により児童・生徒に対応する力を高めるとともに、情報交換を行い、スタッフ間の連携が図れるよう取り組んだ。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に、学校の要望やスタッフ本人の要望を把握し、可能な範囲で配置をした。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
2	ハートカウンセラーの配置	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①配置日数が少なく、子どもからの悩みを吸い上げるのに支障があるのではないかと。</p> <p>②保護者にとってはありがたい存在である。</p> <p>③スクールカウンセラーなど様々な職種の方との役割分担をしっかりとしてほしい。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日数を増やすか、配置校を増やすかで平成25年度は配置校を2校増やし、計8校に配置した（桜井小学校・国府津小学校）。 ・少ない日数ではあるが、効果的な活用を配置校にお願いした。 <p>②、③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校配置のスクールカウンセラ

		④予算の拡大が難しいのであれば、事業の再編などの検討が必要。	一や教育相談コーディネーターなどと連携を密にし、児童だけでなく保護者にも開かれた相談員としての取り組みを重視している。 ④について ・小学校に配置する相談員はハートカウンセラーのみであり、他の事業との再編統合等は難しい状況である。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
3	中学校生徒指導員の活用	【教育委員・学識経験者の意見】 ①生徒の反社会的行動が広域化しているので、全指導員を対象とした会議の開催を増やすとよい。 ②生徒指導員の採用にあたっては、生徒指導に関する専門性を重要と考えたい。 ③生徒の問題行動については、要因が複雑であるため、家庭・地域と連携し、時代の変化に対応した組織的・総合的対応を考える時期かもしれない。	【教育委員・学識経験者の意見を受けて】 ①について ・市主催の児童・生徒児童研修会への参加により、資質の向上に努めた。 ②について ・生徒指導に対して十分な見識と経験を持った方を雇用することが理想ではあるが、実際は人材の確保が難しい状況にある。そこで、経験こそ少ないが、生徒と年齢が近く、情熱を持って生徒に接してくれることに期待し、教員志望の方を雇用している。 ③について ・生徒指導の問題に組織的に対応するため、各校では打合せ等により、教員間はもちろん、生徒指導員と教員との情報共有に努めている。生徒指導員と教員が互いの情報により、迅速で効果的な対応と支援ができるよう今後も努めていく。 ・問題行動の未然防止を視点に、スクールボランティアの方やPTA、地域の団体等と具体的にどのように連携できるか、今後研究したい。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況

4	給食調理施設・設備の改修、食器の更新	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度片浦小学校給食室整備（豊川共同調理場から給食提供。過去に台風の影響で交通がストップし、給食提供が実施できない時があった。） ・学校給食センターが提供する中学校 8 校では給食ではランチ皿を採用しているが、丸小鉢の数が少なかつたため A B どちらかのコースでしか汁物提供できていなかった。 	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 4 月から片浦小学校で自校調理式での完全給食の提供を開始した。 ・安心安全な給食提供の実施をすることができた。 ・学校農園で収穫した食材を給食に取り入れることができ、食育の観点からも効果があった。 ・自校調理式にしたことで、アレルギー症状を持つ児童のきめ細やかな対応ができた。きめ細やかな対応ができた。 ・食器の更新については、学校給食センターで丸小鉢を補充し、A B 両コースで汁物が提供できるようになり、メニューの幅が広がった。さらに今後も検討を要する。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
5	小学校及び中学校 外国語指導助手 (ALT) の配置	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①小学校においては、担任も積極的に子供と一緒に外国語活動の授業に参加するべきである。 ②英語力の向上には、一斉授業よりも生活場面での学習のほうがより効果があると思われるため、ALT との交流の機会を確保する工夫をしたい。 ③ときめき国際学校で、学生を団体ではなく、個人として中学校に行かせてはどうか。 	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ALT と担任／教科担任による公開授業を実施し、小学校の教員や中学校の英語科教員への参加を呼びかけた。授業の参観、研究協議により、小小・小中の連携と、教員の資質の向上を図る。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年に新規事業として中学生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を開催する。ALT と中学生との交流の場（海外旅行に出かけるという場面設定）を通して、生徒の英語に対する興味・関心を高めるとともに、英語を用いたコミュニケーション能力の向上を図

			る。 ③について ・所管の文化政策課と中学校に情報提供していく。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
6	校内支援室の開設・運営、不登校対策「Q-U検査」の活用研究	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①支援室の指導員の目的意識を明確にさせる機会を確保すべきである。</p> <p>②支援室の活用を学習支援の視点からも行ってみたらどうか。</p> <p>③不登校のタイプによって支援の方法は異なるはずなので、そのあたりの分析をしたらどうか。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <p>・年に2回、指導員の参加する研修会を実施しており、指導員としての職務や心がけ、目的意識について共通理解を図っている。</p> <p>②について</p> <p>・登校支援のための支援室利用だけでなく、学習支援も含めて、各校工夫して活用している。</p> <p>③について</p> <p>・不登校分析については、Q-UやYPアセスメントの活用も含め、取り組んでいきたい。</p> <p>【Q-U等の活用】</p> <p>・平成25年度の実施校 33校</p> <p>・平成26年度の実施校 34校</p> <p>不登校予防のための活用が多くの学校で実施され、定着している。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
7	教育相談の実施	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①相談業務に適した人材として女性の登用をもっとすすめるべき。</p> <p>②学校教育外の情報を持ち、幅広い視野を持つ相談員の人選が大事である。</p> <p>③電話相談の時間を増やすことを検討してほしい。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <p>・3人の相談員のうち1名は女性であり、心理相談員も女性であることから、男性2名、女性2名の体制となっている。今後も相談員の男女比については配慮していきたい。</p> <p>②について</p> <p>・相談員には主に、経験豊かで幅広</p>

			<p>い視野を持つ退職教職員を充てている。相談者からの信頼が厚く、相談件数は増加傾向にある。</p> <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より月曜日限定ではあるが、電話相談の受付時間を午後7時まで延長している。仕事が終わった後に相談できる体制を今後も継続していきたい。 ・保護者等が仕事が終わったあとに相談できる時間の確保を行った。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
8	未来へつながる学校づくりの実施	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①学校の取り組みについて、広く公開すべきである。</p> <p>②成果報告会はより広い会場で実施したほうがよい。</p> <p>③この事業の目的が、児童・生徒が自分の学校を好きと思うようにするのか、地域の中の学校ということを知識させるのか、分かりにくい。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告会で発表された映像資料を学校ホームページに掲載できないか、検討していく。また、日頃の取組についても、ホームページで公開できるよう、各校に積極的に呼びかけていく。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の事業の成果報告会については、会場を保健センターから生涯学習センターけやき大ホールとし、参加者の増加を図ることとする。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のねらいと事業のあり方、成果の検証方法について見直しを図っていくこととする。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
9	学校支援地域本部の運営、教育ファームの実施	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①スクールボランティア・コーディネーター任期を決めて後継者へ引き継ぐ仕組みにしていきたい。また、ス</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールボランティア・コーディネーターの引継ぎについては、検討課題として残っており、平成26

		<p>クールボランティア・コーディネーターに過度な負担がかからないよう、学校全体で支えることが必要である。</p> <p>②新しいスクールボランティアを発掘していく必要がある。</p> <p>③スクールボランティアのための部屋を確保したい。</p> <p>④学校農園での活動の時間を確保し、継続的に取り組める工夫が必要である。</p>	<p>年度も課題の解決に向けて取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識向上を図るために、平成27年度の連絡協議会の内容を見直す。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールボランティアの発掘に向けては、市役所の関係する課から情報を得ながら取り組んでいく。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校には空き教室が少なく、現状では難しい。 <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、学校農園での体験活動を教育課程内で効果的に行なえるよう工夫している。各校の取組を広げていく工夫は必要であるかと考えており、検討課題として残っている。 ・教育ファームの委託校数については、増やす方向で検討する。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
10	学習指導法や教育課題の共同研究の実施	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>①事業費に対して、研究本数が多い。テーマを絞りプロセスから効果まで、多くの教職員が情報を共有することが大切である。</p> <p>②研究の成果を学校の日常の授業にどのように反映させていくか、授業展開に影響を与えることに視点を置いて研究することが重要である。</p> <p>③意欲のある教員が参加できるようにしてほしい。</p> <p>④幼稚園の教諭が参加できる</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果を広く他の教職員へ展開するために研究紀要を作成したほか、公開授業を通して研究成果を発信した。延べ100名の教職員が参加した。さらに、神奈川県教育研究所連盟の発表大会への参加を検討している。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等が学校訪問等で捉えた学校・園の実態を十分に共有してテーマを検討した。 <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究については、よりよい研

		テーマを設定してほしい。	<p>究を推進するためにも、教育委員会が研究員を選考していくこととする。</p> <p>・他の研修・研究事業については、自薦による研究実践や、希望する教職員が参加できる研修など、意欲のある教職員が主体的に取り組める仕組みにしていく。</p> <p>④について</p> <p>・平成25年・26年度の共同研究テーマに「幼保・小の連携に関する研究」を設定し、公立と私立幼稚園、小学校の教員による研究を行っている。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1 1	各学校施設へのパソコンなどの整備、教育ネットワークの拡充	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>平成25年11月のシステム稼働を目指して、慎重に準備を進めている状況であった。</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>予定どおり新システムの順次導入を行い、平成25年11月から運用を開始している。</p> <p>なお、校務支援システム（成績処理に関する部分）と緊急情報発信システムについては、特に十分な研修・準備期間を設けて、平成26年度から運用を開始している。</p> <p>現状では、授業への活用や学校ホームページの更新等、学校や利用者（教職員）ごとにばらつきがあるため、利用者一人一人のスキルアップとシステムが活用されることを目指して、引き続き支援していきたいと考えている。</p>
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1 2	教育振興基本計画の策定	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <p>・小田原市学校教育振興基本計画を平成25年3月に策定し、平成25年4月から</p>	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <p>・計画全文を掲載している市ホームページについて、今まで「トピックス」に掲載していたが、新しく</p>

		<p>実行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに計画全文を掲載している。 ・広報誌に計画の内容の紹介を行った。 	<p>「計画・方針」カテゴリーを作り、検索しやすい位置に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の回覧を活用するなど、今後とも、計画の周知を行っていく。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1 3	御用米曲輪の整備工事・発掘調査	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月の御用米曲輪の発掘調査説明会には1,000人ほどの参加があったが、学校教育との連携は十分でなかった。 ・市郷土文化館で御用米曲輪出土品の展示を行った。 	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の発掘調査現地説明会は、4回、2,300人ほどの参加があったが、「教育委員会と校長会との連絡調整会議」を通じて児童・生徒に周知を実施した。 ・天守閣特別展「よみがえる小田原城 史跡整備30年の歩み」でも、御用米曲輪の発掘調査結果等の展示を行った。今後も郷土文化館や天守閣と連携して展示を行っていく。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1 4	遺物の整理・保存処理、整理室の維持管理、報告書の刊行	<p>【教育委員・学識経験者の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺物展示施設の不足 ・遺物保管施設を充実させる必要がある。 ・資料のデジタル化の推進が課題 ・文化財に関心の低い人への啓発方法を考える必要がある。 	<p>【教育委員・学識経験者の意見を受けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺物展示施設について、生涯学習課が進めている博物館構想との連携を検討する。 ・遺物保管施設について、市所有の未使用建物を活用する方向で庁内において検討中。 ・文化財整理室での資料のデジタル化のためのシステム充実を検討中。 ・遺物整理した資料を市民等に公開する「最新出土品展」開催に当たり「教育委員会と校長会との連絡調整会議」を通じて小中学校に周知を図った。
No.	事業名	点検・評価前の状況	点検・評価後の状況
1 5	松永記念館地域交	【教育委員・学識経験者の意	【教育委員・学識経験者の意見を受

<p>流などの実施</p>	<p>見】 松永記念館交流美術展</p> <p>「中川一政－西湘の風土との対話－」</p> <p>真鶴町立中川一政美術館の協力で開催 開催回数 年1回 開催期間 30日 入場者数 1,016人</p>	<p>けて】 松永記念館交流美術展</p> <p>「ガラスの煌き ルネ・ラリックー金唐紙と織りなす花鳥風月の浪漫ー」</p> <p>箱根ラリック美術館の協力で開催 開催回数 年1回 開催期間 45日 入場者数 2,000人</p> <p>※ラリック美術館の協力でJAF会報誌への掲載、旅行業者への情報提供など、民間の広報戦略を活用した。</p>
<p>近代小田原三茶人等顕彰催事の開催</p>	<p>夢見遊山いたばし見聞楽</p> <p>期間 4日間 (10/1、11/3、11/10、11/11) 参加者数 1,989人 催事数 13</p>	<p>夢見遊山いたばし見聞楽</p> <p>期間 3日間 (10/19、11/3、11/10) 参加者数 2,028人 催事数 12 報告書発行数 300部</p> <p>3日間に集約して効率的に開催し、参加者数は微増した。 文化庁の補助金を活用して、松永耳庵らについて、関係者への聞き取り調査をもとに報告書を作成した。作成した報告書は県内公立図書館、市内小中学校、地元自治会等に配布し、調査結果の還元を行った。</p>

小田原市学校教育振興基本計画における成果指標

小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、平成25年度の達成状況を点検しました。

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成25年度
1	確かな学力の向上	小学校1・2年の30人超学級へのスタディー・サポート・スタッフの配置	100%	100%	100%
		家庭で、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒※1	小学校 49.5% 中学校 48.1%	小学校 58% 中学校 50%	小学校 55.4% 中学校 44.3%
2	豊かな心の育成	不登校生徒訪問相談員の派遣 ハートカウンセラー相談員の派遣 校内支援室指導員の派遣 生徒指導員の派遣	中学校 6校 小学校 6校 中学校 6校 中学校 6校	中学校 11校 小学校 25校 中学校 11校 中学校 11校	中学校 7校 小学校 8校 中学校 6校 中学校 6校
		読書が好きな児童生徒※1	小学校 62.1% 中学校 75.8%	小学校 70% 中学校 80%	小学校 72.7% 中学校 73.9%
3	健やかな体の育成	運動・スポーツを週に1回以上している児童生徒	小学校 85.3% 中学校 79.8%	小学校 88% 中学校 85%	小学校 81% 中学校 77%
		朝食を毎日食べている児童生徒※1	小学校 93.2% 中学校 91.6%	小学校 96% 中学校 94%	小学校 93% 中学校 95%
		米飯給食の回数	週2回+月3回	週3回	小学校 週3回 中学校3校 週3回 中学校8校 週2回+月2回
		学校給食における市内産を含む県内産の地場産物利用率(重量比)	33.0%	35%	27.9%
4	幼児教育(就学前教育)の推進	市立幼稚園における預かり保育の実施教	1園	6園	1園
5	これからの社会に対応した教育の推進	将来の夢や目標を持っている児童生徒※1	小学校 80.2% 中学校 80.4%	小学校 87% 中学校 83%	小学校 73.2% 中学校 86.5%
		中学校における地域と連携した防災訓練の実施	2校	11校	5校

基本目標		成果指標	計画策定時	目標	平成 25 年度
6	様々な教育的ニーズに対応した教育の推進	支援教育相談支援チームの派遣回数	28 回	40 回	28 回
		幼稚園、小・中学校への個別支援員の配置	87 人分	100 人分	87 人分
7	未来へつながる学校づくりの推進	スクールボランティア延べ人数	延べ 62,000 人	延べ 80,000 人	延べ 64,340 人
		放課後子ども教室の拡充	1 校	2 校	1 校
		地域行事へ参加している児童生徒※1	小学校 35.1% 中学校 36.6%	小学校 60% 中学校 40%	小学校 53.3% 中学校 36.7%
		地域の大人と一緒に遊んだり、勉強を教えてもらったりする機会のある児童生徒※2	小学校 20.7% 中学校 26.8%	小学校 40% 中学校 30%	—
		年齢の違う友達と一緒に遊んだり、勉強したりする機会のある児童生徒※2	小学校 63.0% 中学校 45.5%	小学校 72% 中学校 48%	—
8	教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立	校務支援システムの導入	未実施	導入	導入
9	教育環境の改善・充実	校庭の芝生化	幼稚園 2 園 小学校 2 校	幼稚園 6 園 小学校 6 校	幼稚園 2 園 小学校 2 校
		学校図書室にある図書のバーコード化	全校 5,000 冊分を実施	全校 100%	全校平均 37.4%
		校舎リニューアル計画の見直し	未実施	計画策定	整備計画策定 短期計画策定
		小学校における交通安全対策協議会の設置	20 校	25 校	20 校
10	教育的効果を高める教育行政の推進	教育委員会通信の発行	未実施	発行	未実施

※1…平成 24 年度「全国学力・学習状況調査回答結果」より抜粋。対象は小学校 6 年生・中学校 3 年生。

※2…平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」で質問がなくなったため、データが存在しない。

参 考 资 料

教育委員会事務の点検・評価に係る教育委員のヒアリング・現場訪問表

1. ヒアリング及び現場訪問

7月17日(木)		7月24日(木)		7月25日(金)	
13:25～16:15		9:45～12:00		9:00～11:45	
13:00 市役所5階 教育総務課集合		市役所6階 601会議室他		市役所5階 503会議室他	
13:25 ～ 13:55	No.6 日本語指導・異文化交流事業 (現場訪問:新玉小学校)	9:45 ～ 10:15	No.2 学生ボランティア活用事業 (現場訪問:国府津小学校)	9:00 ～ 9:30	No.10 教育ネットワーク整備事業 (ヒアリング:教育総務課・教育指導課)
14:10 ～ 14:45	No.7 特別支援教育事業(事務局) (現場訪問:町田小学校)	11:00 ～ 11:30	No.3 保健教育事業 (ヒアリング:保健給食課)	9:30 ～ 10:00	No.12 八幡山古郭・総構整備事業 (ヒアリング:文化財課)
15:00 ～ 16:15	No.9 学校評価充実事業 (現場訪問:白鷗中学校)	11:30 ～ 12:00	No.15 指導者養成研修事業 (ヒアリング:青少年課)	10:00 ～ 11:00	No.12 八幡山古郭・総構整備事業 (現場訪問:文化財課)
	No.1 図書活動推進事業 (現場訪問:白鷗中学校)				
/		/		11:00 ～ 11:30	No.4 学校給食事業 (ヒアリング:保健給食課)
/		/		11:30 ～ 12:00	No.7 特別支援教育事業(事務局) (ヒアリング:教育指導課)

7月25日(金)		8月4日(月)		8月5日(火)	
13:00～16:00		13:15～14:45		8:30～11:45	
12:30 市役所5階 教育総務課集合		市役所4階 401会議室		8:30 市役所5階 教育総務課集合	
13:00 ～ 13:30	No.10 教育ネットワーク整備事業 (現場訪問:豊川小学校)	13:15 ～ 13:45	No.14 学校体育施設開放事業 (ヒアリング:スポーツ課)	9:00 ～ 10:00	No.13 図書館学習イベント開催事業 (かもめ図書館) (ヒアリング・現場訪問)
14:00 ～ 14:30	No.5 公立幼稚園教育推進事業 (現場訪問:報徳幼稚園)	13:45 ～ 14:15	No.11 家庭教育学級事業 (ヒアリング:生涯学習課)	10:45 ～ 11:45	No.8 放課後子ども教室推進事業 (片浦小学校) (ヒアリング・現場訪問)
15:00 ～ 15:30	No.2 学生ボランティア活用事業 (ヒアリング:教育指導課)	14:15 ～ 14:45	No.5 公立幼稚園教育推進事業 (ヒアリング:教育指導課)	/	
15:30 ～ 16:00	No.9 学校評価充実事業 (ヒアリング:教育指導課)	/		/	
16:00 ～ 16:30	No.1 図書活動推進事業 (ヒアリング:教育指導課)	/		/	
16:30 ～ 17:00	No.6 日本語指導・異文化交流事業 (ヒアリング:教育指導課)	/		/	

教育委員会事務の点検・評価に係る 教育委員によるヒアリング及び現場訪問概要

No. 1 図書活動推進事業

(1) ヒアリング：教育指導課

- 学校司書と図書ボランティアとの関係についてはどうか。
→学校司書と図書ボランティアとの間を共通の目的をもっている司書教諭が取り持つことで、目的は同じなので、立場の違いを超えて協調してやっていけると考えている。
- 図書ボランティアによる読み聞かせを児童はどう感じているのか。
→読み聞かせをよく聞く小学生が多く、反応もよいとのことである。小学生が反応してくれることが、図書ボランティアの励みになっていると聞いている。
- 中学校での読み聞かせも重要だと考えているがどうか。
→中学生になると聞く態度も様々であるが、聞いていないようでしっかり聞いている。中学生なりに聞いて感じていると手ごたえはある。
- 中学校で読み聞かせを行っているところはあるのか。
→具体的な数字は把握していないが、読み聞かせを行っている中学校があるのは聞いている。

(2) 現場訪問：白鷗中学校

- 学校司書と図書ボランティアと一緒に活動することはあるのか。
→学校司書の主な仕事は、図書のデータ化である。図書ボランティアは、図書の整理や飾り付けが仕事なので一緒に活動することは少ない。
- 読み聞かせはやっているか。
→まだ、やっていない。学校司書や図書ボランティアとは、やりたいと話をしているが、しっかり計画を立ててやっていきたい。

No. 2 学生ボランティア活用事業

(1) ヒアリング：教育指導課

- 全くの無償か。
→そのとおりである。交通費は予算計上したいとは考えている。
- 学生ボランティアが活動している学校は何校あるか。
→平成25年度は、小学校12校、中学校1校、通級指導教室で1室である。
- 学生ボランティアの募集方法はどうか。
→市内にある各大学には、チラシを置かせてもらったり、教職員にお願いをしたりしている。また、神奈川大学と提携してインターンシップ制度を行っているが、学生ボランティアについても願

いをしているところではある。

●学生ボランティアの男女の構成はどうなっているのか。

→男性が少なく、女性が多い。

●幼稚園を希望する学生もいるか。

→スクールボランティアで学生ボランティアに登録しなくても活動している学生もいる。昨年は、小中学校では延べ124名活動している。幼稚園では延べ72名が活動している。

●予算が0円だが、それでいいのか。

→各学校からも予算計上してほしいとの要望がある。

(2) 現場訪問：国府津小学校

●スクールボランティアと学生ボランティアとの違いはあるのか。

→スクールボランティアは、コーディネーターが読み聞かせや校外学習の付き添い等、様々なことを調整してくれている。学生ボランティアは、不登校気味の子どもの話しかけてもらうなど、具体的な指導でなくサポートしてもらっている。

●子ども達の情報は学生ボランティアにどこまで教えているのか。

→学生ボランティアには、年度当初に個人情報保護や守秘義務などがあることを伝えている。本校に来ている学生ボランティアは、教職員を目指しているので、子供の情報の保護は、しっかりと意識してもらっている。

●食物アレルギーを持つ子どもへの対応も学生ボランティアにお願いしているか。

→そこまでは、お願いできないと考えている。食物アレルギーの情報は学生ボランティアに伝えていない。何かあった場合は、担任が対応する。

●学生ボランティアはどうやって探したか。

→まず、教育指導課に登録した学生に声をかけるのが基本である。それ以外にも、本校に教員を目指している学生から問い合わせがあった場合に、声掛けをして、学生ボランティアをやってもらっている。

●学生ボランティアの登録はどうやっているのか。

→ホームページに掲載されている。登録票があり、記入して写真を添付して教育指導課に送付すれば学生ボランティアに登録される。

●保険はどうなっているのか。

→ボランティア保険に加入している。スクールボランティアと同様である。

No.3 保健教育事業

(1) ヒアリング：保健給食課

●性教育講座後の生徒のアンケートは取っているのか。

→アンケートを取っている。養護教諭が中心にやっている。アンケートの中に生徒が疑問点を記入してある場合、回答してあげたりしている。

●対象は何年生か。

→学校によって違うが、主に3年生の夏休み前にやる学校が多い。また、卒業前に行く学校もある。
早めに教えたいということで2年生の時に行く学校もある。

●講師はどうやって決めているのか。

→講師一覧表があり、そこから学校を選び、調整して、決定される。様々な講師をお願いしている。

●小学校では、このような事業を行っているのか。

→この事業は中学校が対象である。

●講演会の時に、生徒の相談窓口を伝えるのか。

→学校では、養護教諭が窓口になっている。

●中学生の身の守り方は教えているのか。

→身の守り方というよりも、自分を大事するとか相手を大事にするとか命を大事するというのをこの性教育講座では一番訴えたいことである。

●教師への啓発もあった方がよいのでは。

→生徒向けの講座だけでなく、保護者向け、教諭向けの講座も必要かも知れないと考えているところではある。



No.4 学校給食事業

(1) ヒアリング：保健給食課

●共同調理場に関しては、給食で除去食が対応できないということなので、対象者個人がいつもお弁当を持ってきているのか。

→児童生徒の状況により、違う。

●小田原の場合、わりと重症なアレルギーの児童は、どれくらいいるのか。

→25名ほどである。アナフィラキシーショックを起こした場合、自分でのエピペン注射を打つ、医師から処方されている児童たちで、比較的重症である。

●就学時検診時に、アレルギーの情報を学校医へ渡しているのか。

→基本は、学校だけでの管理の書類となっている。しかし、アレルギーについては、この児童はという場合、事前に学校医へ連絡をしている。

●学校医が児童のアレルギー情報を知っていた方がよいのでは。

→そのとおりである。検診時に概要を話しできると思っている。

●学年が進むにつれ、アレルギーが増えていくものなのか。それとも、減っていくものなのか。

→全国的には、増加傾向である。しかし、給食の対応が必要な児童が増えたかといえば、そうではない。アレルギー検査をして、小麦アレルギー、大豆アレルギーと判明しても、アレルギーを持ってはいるが、食べる制限をすることはないという診断を受ける児童もいるからである。

●アレルギーが疑わしい児童は、事前に検査をしているのか。

→そのとおりである。

●アレルギーに対するマニュアルは、学校の担任の先生方は知っているのか。

→そのとおりである。各学校へ配布して、認識している。

●アレルギー対応委員会の設置はなしというところが多いが、できれば、あった方が望ましいと思うが。

→アレルギー対応委員会を作ることとマニュアルにはなっているが、もともと保健に関する話し合いをする保健委員会等がある場合は、その中で、食物アレルギーについて話し合っても良いことになっているため、食物アレルギー対応委員会という名前ではやっていないが、保健委員会の中でアレルギーのこともやっている。

●担任が出張等でいない場合、他の職員に代わるとき、引き継ぎのマニュアルはあるのか。

→栄養士がアレルギーの児童に除去食が届けられているかを確認し、おかわりをしてはいけないと話をしてもらっているので、栄養士が特に気を付けている。

No.5 公立幼稚園教育推進事業

(1) ヒアリング：教育指導課

●先生の数が足りないと聞いている。手のかかる園児に対応するのは、副園長なのか。

→介助の先生を臨時職員で28名雇っており、その中で工夫して対応している。

●幼稚園からは、職員数を増やしてほしいという要求はあるのか。

→そのような要求は、今のところない。財政状況の厳しさを理解してとのことだとは思いますが、現場の先生たちは、限られた人員で子どもの思いを生かしながら心配りをしている。

●公立幼稚園の教育内容や募集等をホームページで充実し、公開すればよいと思うが。

→そのとおりである。

●現場の幼稚園の先生と教育指導課の事務職員との役割の違いは何か。

→事務職員の役割は、予算を獲得して執行していくことである。さらには、研究事業を担当することでもある。小田原市市立幼稚園研究会というものがあり、伝統的に先生方中心で、教師の資質向上のために自主的に研究を進めているのだが、この研究を支えている。

●新採用の教員の研修はあるのか。

→県主催の新規採用教員研修会がある。また、神奈川県教育課程研究会というものが県主体で夏に2回あり、必ず園から1人は参加している。

●精神疾患等で仕事が続けられなくなる先生はいるのか。

→以前に若干名いた。

●幼稚園は2年保育だが、その準備期間はあるのか。

→就園する前の子どもを対象に、月1度園庭開放をしている。

●園庭開放は、幼稚園としては必ずしも入園する幼児だけではなく、受け入れているのか。

→そのとおりである。

●介助教諭は臨時職員とのことだが、幼稚園教諭の免許を持っているのか。

→幼稚園教諭の免許を所持している。しかし、発達障がいの専門家ではない。

●介助教諭が発達障がいの園児を担当することは、大丈夫なのか。

→介助教諭も勉強したいと考えており、発達支援の講演会等に参加できる体制を作っていきたい。

●臨床心理士は、年間18回派遣しているのか。

→予算上は18回となっているが、なかなか難しく、各園2回ずつ行ってもらい、年12回である。



(2) 現場訪問：報徳幼稚園

●発達障がいの子どもの受け入れと受け入れ後のケアについてはどうか。

→体験入園で事前に把握し、翌年度の介助教諭の人数を教育指導課に要求する。また、入園後にかかる場合もあるが、その場合は、現員の教員でケアしていく。今は、早期発達支援事業が始まったので、その中で指導の方向性を検討している。

●地域とのかかわりはどうか。

→園内に土俵は地域と共同で作ったりしている。旭丘高校の相撲部から生徒を派遣してもらい相撲について学んだ。その縁で、ちゃんこを作ることになり食育にも広がっている。

●隣の報徳小学校とは交流はあるのか。

→土俵作りには、小学校にも協力してもらっている。去年は、小学校1年生と相撲大会を開き、園児が負けて悔しい思いをしている。

●幼稚園のホームページはあるのか。

→各園では持っていない。教育委員会事務局で幼稚園としてあるだけである。



No.6 日本語指導・異文化交流事業

(1) ヒアリング：教育指導課

- 言葉が通じない教室にいるのは、児童が不安に思うので、日本語指導の充実をのぞむがどうか。
→児童にとっては、母国語を理解してくれる大人がいるのは励みになり、心強いはずで、担任からも児童が意欲的になったとの報告があったので、増やしていきたいと考えている。
- 日本語指導者を増やす具体的な手立てはあるのか。
→2月に広報で募集している。口コミで広がったりと問い合わせはある。今いる日本語指導者に日本語指導ができる知り合いがいたら紹介してほしいとは伝えている。
- 日本語指導者の登録に資格は必要か。
→資格は必要ない。
- 外国籍の子どもを支援するNPO法人はあるのか。
→把握はしていないので、調べてみてそのような団体があれば、協力を打診してみたい。

(2) 現場訪問：新玉小学校

- 指導者はどういう方か。
→教育指導課でボランティアを募り、小学校に紹介されるようになっている。英語や中国語のできる方である。
- 教員免許を持っているか。
→持っているとは限らない。
- どんな国の子供がいるのか。
→多くは、フィリピン国籍の子どもがいる。そのほかに、マレーシア等の国籍の子供がいる。
- 日本語で会話できるようになるのは、どのくらいか。
→子供なので、すぐに日常会話の日本語は話せるようになる。しかし、学習の日本語は、難しいの

で、個人差はある。

●日本語指導の方は、どれくらいの頻度で教えに来るのか。

→年間16回である。

●年間16回では少ないか。

→多いに越したことはない。

●日本語を書くところまで指導するのか。

→ひらがなや簡単な漢字が書けるようになる。

●他市だとNPO法人が助成金を得て、日本語指導をしている場合があるが、小田原市は、どうか。

→NPO法人にお願いはしてなく、教育委員会や各学校が、人材を探しているようだ。

●異文化交流は何をしているか。

→何かをしているわけではないが、外国籍の子どもがクラスにいることによって子ども達の刺激になっている。

●言葉が通じなくて体調不良になったり、不登校になっている子はいるか。

→そういう子供はいないが、低学年だと不安で涙もろい子どもはいる。

●特別支援が必要な外国籍の子どもが転校してくる場合はあるか。

→過去にあった。心理相談員を交え、保護者とも相談しながら対応している。

No. 7 特別支援教育事業（事務局）

（1）ヒアリング：教育指導課

●個別支援員の配置基準だと小学校の低学年に厚く配置できていないようだが。

→まず、配置基準に則ってやっている。次に優先している考え方は、低学年、高学年でなく、個人の状態、障がいの程度、課題の大きさを見て個別支援員を配置している。

●個別支援員は、学校要望通り配置しているのか。

→特別支援級の子どもが増えていることから、個別支援員を多く配置している。その結果、通常級に個別支援員を配置することが難しくなってくる。

●初めて個別支援員をする人に対する心構えなどを記したものは用意しているのか。

→課題である。学校が個別支援員にどう連携をとってもらうかの周知と個別支援員がどう動くかの周知をしていく必要性を感じている。

●個別支援員の研修は行っているのか。

→年2回開催している。ケーススタディなどを行っている。

●個別支援員の必要性は増しているか。

→年々、増している。発達障がいの子どもが増えている。

●各学校にタブレットが配布されているようなので、特別支援級で使用できないか。

→小田原養護学校の教諭がタブレットでの教材を紹介していたので、活用していかなくはという機運になっている。

(2) 現場訪問：町田小学校

- 個別支援員一人につき何人の子どもを担当しているのか。
→一人である。他にも支援が必要な子供はいるが、特別についている。
- 勤務時間はどうか。
→雇用条件として、毎日6時間となっている。時間が不足するときは、他の教師が支援したり、保護者にも協力をもらっている。
- 個別指導計画に個別支援員の意見が反映することはあるのか。
→個別支援員は、担任教諭と連携しているので、気づいたことは話してもらっている。
- 教育相談コーディネーターは担任か。
→養護教諭が担当している。
- プールの時にスクールボランティアは、何名いてくれるのか。
→常時2名いてくれる。多いときは、3名である。大変ありがたい。
- 特別支援の子どもがクラスに交流するときどういうときか。
→いつ、どんな時間に交流させるかを教諭の判断で行う。年度当初は交流させていない。運動会などは、交流させる。給食は別になっている。

No. 8 放課後子ども教室推進事業

(1) ヒアリング及び現場訪問：片浦小学校

- 日常の学校活動にどんな影響を与えているのか。
→子ども達がお互いに理解し合うようになったことが一番だと思う。
- 学校と放課後子ども教室との関わりはどうか。
→課題である。学校と放課後子ども教室を結ぶコーディネーターが必要である。放課後子ども教室運営委員会があるが、学校には放課後子ども教室担当教諭はいないと思う。
- 学習支援はだれが行うのか。
→学習アドバイザーが常駐しているので、対応している。全員教員免許を持っている。学習指導だけでなく、人間関係の児童指導もできる。放課後児童クラブと大きな違いである。
- ホームページはどうしているのか。
→片浦小学校ホームページにはなく、教育委員会事務局内にホームページを作っている。片浦小学校ホームページからリンクを張っている。
- 予算の問題はあるか。
→なんとか間に合っている。旧片浦中学校の消耗品や備品を活用して助かっている。



No.9 学校評価充実事業

(1) ヒアリング：教育指導課

- 学校評価したのち学校運営にどう生かしているのか。
→次の年の学校運営にどう生かしているのかは各学校にヒアリングして聞いてはいるが、明確でないところもある。
- 学校評価する項目のうち各学校共通の項目が占める割合はどれくらいか。
→教育指導課から共通評価項目として6項目を通知しているが、学校によって質問項目の数が違うので、比率について一概に言えない。
- 各学校の学校評価担当教諭の横のつながりはあるのか。
→国からの提言にはあるが、市としてはまだそこまで至らない。検討していく価値はあると考えている。
- 中学校区で学校評価担当教諭の打合せはできるか。
→中学校区の教職員が集まったときに、その中に学校評価部会を作って話し合うことは可能である。

(2) 現場訪問：白鷗中学校

- 保護者などへのアンケート内容は、学校独自のものか。
→そのとおりである。教職員、生徒、保護者にアンケートを配布している。アンケートの質問項目は、事前に全職員に確認している。毎年、質問項目の検討をおこなっている。
- アンケート実施時期はいつか。
→7月ごろにしている。7月に回収して、8月に分析し、9月には、教職員に公表している。なるべく早く実態と教職員の意識のずれを認識し、修正するようにしている。
- 学校評議員会で、意見は出るのか。
→連合自治会長、小田原総合ビジネス高校校長、育成会会長、PTA会長などに評議員をお願いしている。地域の様子について、意見をいただいている。
- 回収率は、どれくらいか。

→生徒は、ほぼ100%である。保護者からの回収率は、なかなか上がらない。

No.10 教育ネットワーク整備事業

(1) ヒアリング：教育総務課、教育指導課

●校内LANは、すべての学校に入っているのか。

→全ての小・中学校に敷設している。

●パソコン室のパソコンは新しくなったのか。

→新しくなっている。

●どのくらい活用されているのか把握しているか。

→アンケート調査等は実施していない。現段階では利用者が操作を覚える等の試用期間だと考えており、全体的な評価をするのは、もうしばらく先のことと考えている。しかしながら、システムを使っている教諭は多く、便利になったという話を多く聞いている。

●市民に対して、学校が積極的にホームページを活用し広報していることをもっと知らせてもよいのでは。

→ホームページ更新システムについても平成25年11月に新しくなった。改めて、市民にPRをしていきたい。

●ホームページのアクセス数はわかるか。

→各学校ごとに把握できるようになっている。

●校務支援システムを用いた成績表の作成はこれからか。

→そのとおりである。現在は各校で研修を実施している最中である。成績表作成は重要な作業であるため、校務支援員の月1回の巡回等で手厚く教職員のサポートをしている。

●緊急情報発信システムとは何か。

→緊急情報を保護者等が登録した電話、メール、FAXのいずれかに配信するシステムである。最近では、台風発生時の対応について、多くの学校で利用があった。

●サポート体制はどうなっているのか。

→故障、問い合わせ等の日常のサポートは、ヘルプデスクを設置して対応しており、活用されている。さらに、校務支援員が月1回各校を巡回している。

●タブレットの活用はどう考えているか。

→各校8台ずつ配布しており、活用は各校に一任している。校務支援システムの次は、タブレットの活用と考えており、今後、研究、検討していきたいと考えている。

(2) 現場訪問：豊川小学校

●学校ホームページが整備されて変化があったことはあるか。

→保護者がよく見て頂いているので、学校の様子を知らせたり、児童の活動を知らせたりできるようになってよかった。昨年転校してきた児童の保護者は、事前にホームページで学校の様子を確認してきた方もいる。

●学校ホームページを運営することで気を付けていることはあるか。

→ホームページ運用規定により運用している。例えば、児童の顔が分かる写真は掲載しないなどである。

●教職員は、自宅に仕事を持って帰ってできるのか。

→データは、クラウドコンピューティングになっているので、USBキーかシンクライアントパソコンを持ち帰り、インターネットに接続すればできるようになった。自宅で仕事ができるのはありがたい。また、情報を持ち歩きしなくて済むので安心で安全である。



No. 1 1 家庭教育学級事業

(1) ヒアリング：生涯学習課

●小中学校の中の成人教育委員会やPTAの活動の中で、社会教育につながるような講演をしようと各学校で企画に費用を充てているのか。

→そのとおりである。

●企画に対して費用が出ることを各学校のPTAも知っているのか。

→そのとおりである。毎年5月に成人教育担当者への研修会を行い、その中で説明している。

●色々な講座についてのテーマや講師の紹介一覧を学校に渡しているのか。

→そのとおりである。

●一覧表以外の講師やテーマ等も紹介しているのか。

→学校からの問い合わせがあれば、紹介している。例えば、携帯の問題、インターネットの問題で講師を紹介した。学校で全部を決めている場合とこんなことをやりたいから紹介してほしいという場合があり、それぞれに応じた対応をしている。

●成人教育担当者の研修会のときに、家庭教育学級をアピールしてもらいたいし、講座、講師を紹介することがよいと思うが。

→紹介の仕方を工夫してみる。

- 家庭教育学級の内容として、最近はどのようなものが人気があるのか。
→基本的には、学校やPTAの企画となっており、最近多いのは、例えば骨盤チェック等、保護者の健康に関するものである。子ども用では、携帯電話のモラルの関係等、子どもに対して新しく出てきた問題に関するものが多い。趣味的なものときは、社会教育嘱託員が学校へ出向いて、家庭教育学級について話をするようにしている。
- 最近、ほとんどの母親が働いていると思うが、家庭教育学級の内容は、専業主婦の母親がいたときと、だいぶ変わってきていると思うのだが。
→家庭教育講演会で、どんなことを聞きたいかというアンケートをとると、親子のコミュニケーションというテーマの希望がある。働く母親にとっては子どもと会う時間が短いために、コミュニケーションに関心が高いようである。
- 実施日が週末に行われているものがあるのか。
→中には、土曜日に行うものもある。特に保育園で行われる。ほとんどは、平日の午前中に実施される。
- インターネットの内容の講座には参加者が210名と多いのはなぜか。
→新入生保護者説明会のときに行ったので、多かったのである。
- 託児もしているのか。
→PTA独自にやっている。希望があれば、斡旋もしている。

No. 1 2 八幡山古郭・総構整備事業

(1) ヒアリング及び現場訪問：文化財課、総構

- 市民には総構をツーデーマーチのコースにし、小田原の歴史に触れるということが浸透してきているが、市民の安全は確保されているのか。
→台風の後、枯れ枝を除いたり、危険な木を伐採し、安全を確保している。
- アジアセンター跡地の新堀土塁の辺りは、今後駐車できるようになるのか。
→国の指定史跡のため、できない。どうしても駐車場を作りたいときは、国からの補助金をもらわずに、指定地でないところを買い、作ることになる。今後考えたい。
- 将来的にはガイダンス施設を作りたいとのことだが、どのようなイメージのものなのか。
→小田原城を紹介する、説明する施設である。ガイダンス施設建設は実施計画に採択はされているが、ここ何年間は予算がとれない状態である。文化財課としては、ガイダンス施設が駐車場を含め、トイレ等休憩所とした役割をおえば、北側の総構や白秋散歩道ライン、板橋庭園へまわる散策コース等に活用が図れるという期待を持っている。
- 御用米曲輪で北条時代の遺跡が出土し、今まで小田原城を中心とした江戸時代にこだわって文化財整備がされてきたように思うが、観光課等と連携して、中世の小田原をアピールする整備はできないのか。
→そのとおりである。小田原城は城址公園というイメージがあり、本当は、その外側に日本で一番大きかったかもしれないという総構が残っていて、それをもっと知らしめてきたかった。しかし、

民間が持っている土地が多く、これから明らかにしていくところである。戦国時代の全周9kmある小田原城がまずあって、それがあってからこそ石垣山ができ、それがあったから新しい時代の幕開けとなり、市民が知っている近世小田原城ができたという3段階で一つだと、それを小田原市はアピールするようにと文化庁からもいわれている。これから江戸時代以前から小田原は高い文化を持っていたということを観光課とも連携してアピールしていきたい。

●小田原城整備の壮大なビジョンがありながら、予算が少なすぎるのではないか。

→本丸、二の丸を先に整備してから、八幡山古郭・総構を整備すべきだと企画政策課からいわれている。今後は、予算が無いなりに、事業を進めていきたい。

●学校教育において、小学生が八幡山古郭・総構を見学したりして、知ってもらうことが必要なのではないか。

→そのとおりである。もっと子どもたちや先生たちに知ってもらうべきだと思っている。



No.13 図書館学習イベント開催事業

(1) ヒアリング及び現場訪問：かもめ図書館

●子どもクラブというのは、定員何人か。

→10から20人程度である。カウンター業務を体験したりする。

●応募してくる児童は、どこからか。

→図書館周辺の地域だけでなく、市内全域から応募がある。

●様々な事業を展開しているが、応募が少ない事業はあるか。

→応募が少ない事業は、中身を見直して、応募人数を増やす努力をしている。

●かもめ図書館への交通の便について市民から意見は寄せられていないか。

→駅前という声はある。公共交通機関で来る場合は、少し歩くので、この点に意見が寄せられることがある。

●駐車場は足りているか。

→92台駐車できるが、イベントを開催するとすぐに満車になってしまう。予備の駐車場がないの

で、厳しい。



No. 1 4 学校体育施設開放事業

(1) ヒアリング：スポーツ課

- 夏休みのプール開放について、平成23年度から監視員を必ず置いて、その雇用経費等を市が全額負担しているのか。
→管理謝礼金については、一部を負担している。全額ではない。
- プール監視員の雇用経費等は、PTAの運営費の中からでているのか。
→そのとおりである。事業主体がPTAになっているので、行政としては、それを側面支援する立場で行っている。
- プール監視員の人数は、1日あたり2人か、1人か。
→平成25年度は学校ごとの雇用監視員数等は異なっていたが、平成26年度は、より安全を期するため、全校が雇用監視員を2人以上配置することを推奨している。
- 施設の利用をどのように調整して決めているのか。
→学校によりそれぞれ調整の方法が違い、学校の裁量にまかせている。年度当初に、登録している団体と調整会議を開催し、年度中の利用する曜日等を調整する学校もある。
- 夜間開放している学校で、グラウンドで夜間照明を使う場合は、有料か。
→そのとおりである。1利用ごとの費用で料金が違う。
- 夜間開放以外で、学校内の体育施設を利用した場合の光熱費等は、どこが負担しているのか。
→学校で負担している。受益と負担の関係があり、有料化の話も出ている。しかし、有料化した場合、収入を試算して、費用を徴収する人員の人件費の支出と比較すると、同程度である。人件費を支払うために、施設利用料を支払ってもらうことになるため、検討中である。
- プール開放については、無料か。
→そのとおりである。
- 登録団体数と利用者数はわかっているが、施設の稼働率は出していないのか。

→出していない。

●稼働率に地域差があるような気がするが、人数ではわからないか。

→わからない。



No. 1 5 指導者養成研修事業

(1) ヒアリング：青少年課

●研修を受けている年代はどうか。

→幅広い年代が研修を受けている。20歳代から70歳代まで参加している。主に20歳代と40歳代から50歳代が中心である。

●基礎研修の受講者数が17名前後だが、毎年変わらないか。

→そのとおりである。一つの研修では、20名前後である。

●名簿登録とは何か。

→研修を受けて指導者名簿に登録した人数である。平成25年度は58名が登録した。

●登録の募集はどうしているのか。

→市のホームページで掲載をしてる。チラシを作って配布もしている。

●小学校では、指導者はどれくらい活用されているのか。

→平成25年度は、7つの小学校及び3つの団体から派遣依頼があった。

小田原市教育都市宣言

(平成16年4月1日告示・制定)

小田原市民は、子どもたちが希望を持ち、健やかに成長してほしいと願っています。世界に目を開く地球市民であり、郷土の文化と伝統を誇りにしたいと思っています。一人ひとりが自立し、家庭、学校、地域が支え合う社会を築きたいと願っています。

小田原市と小田原市教育委員会は、市民のこうした思いや願いを実現するために、ここに教育の行き届いたまち、教育都市を宣言します。

- 1 一人ひとりが、尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。
- 2 家庭は、心を育みます。家族の絆を紡ぎ、人としての心がまえを養う家庭づくりを支えます。
- 3 学校は、生きる力を培います。児童生徒の確かな学力を育成し、社会の仕組みの基礎を教えます。
- 4 地域は、支え合いながら、繁栄します。青少年が社会の一員であることを自覚し、社会活動に参加できる地域づくりに努めます。
- 5 地球のすべてのものは、結ばれています。かけがえのない文化や伝統を受け継ぎ、自然や国際社会との交流を深める実践活動を進めます。

市民社会全体を挙げて取り組んだ「静かなる教育論議」の中で寄せられた意見や子どもたちを取り巻くさまざまな問題などを踏まえ、小田原市と小田原市教育委員会の、教育や青少年の健全な育成に対する基本的な取り組み姿勢を平成16年4月に宣言として示したものです。

おだわらっ子の約束

- 一 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます
 - 二 明るく笑顔であいさつします
 - 三 「ありがとう」「めんなさい」を言います
 - 四 人の話をきちんと聞きます
 - 五 もったいないことをしません
 - 六 どんな命でも大切にします
 - 七 決まり 約束を守ります
 - 八 人に迷惑をかけません
 - 九 優しい心でみんなと仲良くします
 - 十 「悪いことは悪い」と言える
- 勇気もちます
- おだわらっ子は、この約束を守って幸せになります。
おとなたちも、この約束を、自ら守り、
おだわらっ子に語り続けます。

市民の方々から寄せられた標語を基に、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を10の項目にまとめたものです。教育都市宣言の理念を具体化し、その実現を図るものとして、平成19年1月に制定いたしました。

平成25年度 学校教育の基本方針及び取組の重点

基本方針

小田原市教育委員会は、小田原市教育都市宣言及び学習指導要領の趣旨や目的を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画に基づき、子どもの夢と希望をはぐくむ教育を推進します。

そのために、「3つの心と3つの力」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎・基本を培い、**未来を拓き、たくましく生き抜く力**を育てていきます。

そして、子ども、保護者、地域の方々、教職員のそれぞれの願いの実現をめざし、共に理解し育ち合い、**学校、家庭、地域が支え合って、明日が待ち遠しくなるような魅力ある学校づくり**を展開していきます。



めざす子どもの姿

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども

3つの心

温かい心

人としての優しさ、愛情、真心など

広い心

思いやり、寛容な心、人の役に立とうとする心など

燃える心

困難を乗り越え、何事にも挑戦する強い心など

3つの力

関わる力

自分の周りの人や自然などのあらゆる事象に興味・関心を持ち、意欲的な関わりを通して、それらを理解し、共生していこうとする力

学ぶ力

目的意識を持って主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、問題を解決していく力

創る力

習得した力を基に、考えたり表現したりする活動を通して、実生活などの場で、活用・探究していく力

基本目標

3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども

社会を生き抜く力の養成

小田原ならではの教育スタイルの確立

教育環境の整備・改善・充実

1 確かな学力の向上

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 幼児教育（就学前教育）の推進

5 これからの社会に対応した教育の推進

6 様々な教育的ニーズに対応した教育の推進

7 未来へつながる学校づくりの推進

8 教職員の資質の向上とよりよい教育体制の確立

9 教育環境の改善・充実

10 教育的効果を高める教育行政の推進

取組の重点

小田原市教育委員会、各学校・園、教職員一人ひとりは、「3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども」を育むため、次のことを重点にして取り組んでまいります。

地域一体教育と幼保・小・中一体教育の推進

子ども一人一人の幸せと成長を願い、学校・家庭・地域が一体となった地域一体教育と幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となった幼保・小・中一体教育の運動を図り、『未来へつなげる学校づくり』を推進します。

- 各校に配置された、学校と保護者や地域の方を結ぶコーディネーターと連携して、教育活動全般にわたって、さらなるスクールボランティア活動の充実を図ります。
- 就学前教育から義務教育終了までを見通して、それぞれの教育目標をふまえた、関連性・連続性のある教育活動を展開することにより、生涯学習の基礎・基本を培っていきます。

徳

豊かな心の育成

教育活動全体を通して、「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」、「生命や人権を尊重する心」、「感動する心」、「挑戦する心」など豊かな心をはぐくむ教育をめざします。

- ★子どもの心の安定と規範意識の向上を図るために、保護者や地域の方とともに、「おだわらっ子の約束」を実行していきます。
- 子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために、読書活動を推進します。

知

確かな学力の向上

「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」などの確かな学力の向上をめざします。

- ★「わかる授業」「考え表現する授業」を充実させるために、積極的な授業公開・授業研究や多面的な授業評価等を行っていきます。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、さらなる指導方法の工夫・改善に取り組みます。

体

健やかな体の育成

★生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、体力の向上を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」と関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成をめざします。

コミュニケーション能力の向上

相手の考えや思いをしっかりと受けとめ、自分の考えや思いを積極的に表現するなどして、コミュニケーション能力（関わる力）を発揮できる子どもの育成をめざします。

きめ細やかな児童・生徒指導の推進

★好ましい人間関係づくりに努め、子ども一人一人の居場所づくり・絆づくりの充実を図ります。不登校への対応やいじめをはじめとする問題行動の解消への取組を一層推進します。

支援教育の充実

★自らの力で解決することが困難な課題(教育的ニーズ)を抱え、教育上配慮を要する子ども一人一人への適切かつ柔軟な指導の充実をめざします。保護者との連携を図っていくとともに、交流及び共同学習を推進していきます。

郷土を愛し、大切に学習の充実

★郷土の偉人、自然、歴史・文化などと関わり学ぶことを通して、郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。郷土を愛し、大切に学習の充実を図ります。

子どもの安全・安心の確保

学校における安全指導・安全管理の徹底を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、子どもの安全・安心の確保の一層の推進を図ります。(防災・防犯・交通安全教育)

※ 各学校は、上記の重点のうち、★の取り組み（特にゴシック文字で示すもの）を、学校評価の共通評価項目として設定します。

教職員の資質・指導力の向上

校内研究の充実や研修のあり方を見直すことなどにより、教職員が使命感と情熱を持って、互いに学び合い、高め合い、それぞれの資質、指導力の向上に努めます。

◇ 組織図

(平成25年4月1日現在)



※ 平成23年度より文化(文化財保護を除く)とスポーツ(学校における体育を除く)に関する事項については、「小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の条例を制定し、市長の権限に属する事務としている。その他の教育委員会の権限に属する事務については、市長部局の職員に補助執行(注)させている。

(注): 補助執行とは、事務の権限を市長に移動させず、教育委員会に残したまま、市長部局の職員に事務を執行させることである。補助執行させる事務は、対外的には教育委員会の名において執行される。

◇ 小田原市立小・中学校、幼稚園一覧

(平成25. 4. 1 現在)

区分	校(園)名	所在地	創立年月日	校(園)長名	教頭(主任)名	電話番号	位置図
小 学 校	三の丸	本町1-12-49	平成4. 4. 1	瀧本朝光	鍋倉かつみ	22-5164	1
	新玉	浜町2-1-20	大正3. 6. 15	長澤貴	平野真弓	22-5167	2
	足柄	扇町3-21-7	明治6. 5	宮内守	米山好絵	34-1314	3
	芦子	扇町1-37-7	昭和13. 4. 1	高橋綾子	村松利美	34-8244	4
	大窪	板橋985	明治6. 6	竹内雅彦	山室洋一	22-1309	5
	早川	早川2-14-1	明治6. 5	関野晃弘	古川みどり	22-4892	6
	山王	東町2-9-1	昭和20. 4. 1	音淵洋子	倉澤良一	35-2654	7
	久野	久野1561	昭和22. 9. 1	山本俊夫	高橋嘉都	35-3530	8
	富水	飯田岡481	昭和22. 9. 1	穂坂明範	久保寺仁	36-3291	9
	町田	寿町2-7-25	昭和22. 9. 1	矢野順子	石川浩一	34-5290	10
	下府中	酒匂930	昭和6. 5. 22	遠藤隆佳	島津重典	47-3364	11
	桜井	曾比1943	明治26. 5. 22	山崎哲郎	三堀仁	36-0451	12
	千代	千代687	明治6. 6	佐宗修二	鈴木啓泰	42-1650	13
	下曾我	曾我原333	大正14. 1. 15	田中誠	堀賢一郎	42-1607	14
	国府津	国府津2485	明治6. 5. 1	植村保夫	大木敏正	48-1777	15
	酒匂	酒匂5-15-3	明治6. 5. 13	柳下正祐	納今日子	47-3660	16
	片浦	根府川534	大正4. 10. 24	沖津芳賢	山田徹夫	29-0250	17
	曾我	曾我大沢69	明治6. 5	小宮孝俊	安田恵美子	42-2278	18
	東富水	中曾根359	昭和45. 4. 1	森戸義久	菴原晃	36-3236	19
	前羽	前川858	明治6. 5. 1	加藤茂一	伴野祐子	43-0331	20
	下中	小船178	明治24. 9. 1	柳川ひとみ	末藤晃英	43-0610	21
	矢作	矢作227	昭和48. 4. 1	加藤始	尾崎行広	48-1286	22
	報徳	小台405	昭和52. 4. 1	三橋雅幸	佐藤親雄	37-2800	23
	豊川	成田530-1	昭和58. 4. 1	久保寺清子	井島一吉	36-8551	24
	富士見	南鴨宮3-25-1	昭和60. 4. 1	勝俣仁	宮川晃	48-7116	25
中 学 校	城山	城山3-4-1	昭和22. 4. 1	野崎裕司	奥村真佐美	34-0209	1
	白鷗	東町4-13-1	昭和22. 4. 1	荻野淳一	栢本尚之	34-1736	2
	白山	扇町5-7-17	昭和22. 4. 1	押切千尋	渡井克昌	34-9295	3
	城南	板橋875-1	昭和22. 4. 1	佐藤均	石井朝方	22-0274	4
	鴨宮	鴨宮547	昭和24. 3. 1	石井政道	石井智之	47-3361	5
	千代	千代800	昭和22. 4. 1	岩崎由美子	三木宏	42-1640	6
	国府津	国府津2372	昭和22. 4. 1	松本ひとみ	永井正	47-9148	7
	酒匂	酒匂3-4-1	昭和22. 4. 1	濱野顕彦	岡部和明	47-3344	8
	泉	飯田岡22	昭和42. 4. 1	夏莉宏	松下俊之	36-3440	9
	橘	羽根尾410	昭和22. 4. 1	長峯信哉	手塚高弘	43-0250	10
	城北	栢山2888	昭和50. 4. 1	西村泰和	伊東宏幸	36-9518	11
幼 稚 園	酒匂	酒匂6-8-26	昭和28. 9. 1	早野和美	上路みどり	47-3661	1
	東富水	中曾根355-5	昭和45. 4. 1	小川恵子	渡部ゆかり	36-3606	2
	前羽	前川510	昭和27. 6. 16	向笠弘子	(園長兼務)	43-0831	3
	下中	小船174-1	昭和37. 4. 10	鈴木晶子	樽木敬子	43-0612	4
	矢作	矢作231	昭和49. 4. 1	小関ひとみ	山田加居	48-4515	5
	報徳	柳新田129-3	昭和53. 4. 1	久保寺佳香	岩崎明美	37-0585	6

◇ 児童・生徒・園児数の推移

小学校

(毎年度5月1日現在)

学校名	21年度				22年度				23年度				24年度				25年度			
	児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数		児童数		学級数	
		特		特		特		特		特		特		特		特		特		特
三の丸	555	6	21	3	534	5	21	3	534	9	21	3	529	11	20	3	522	12	21	3
新玉	263	7	12	2	264	6	12	2	277	5	13	2	252	5	13	2	235	5	11	2
足柄	503	7	18	2	468	7	16	2	446	6	16	2	454	5	17	2	448	4	16	2
芦子	588	10	20	2	571	12	20	2	555	9	20	2	522	8	19	2	513	6	19	2
大窪	276	8	12	2	272	6	12	2	251	4	12	2	233	5	11	2	218	3	10	2
早川	202	4	8	2	207	6	9	2	197	5	9	2	200	7	8	2	208	5	9	2
山王	227	3	11	2	230	2	11	2	242	2	11	2	239	4	10	2	236	5	10	2
久野	350	3	14	2	368	3	14	2	360	5	14	2	347	4	14	2	339	4	14	2
富水	727	14	25	3	706	14	23	3	673	14	23	3	651	8	22	2	618	10	21	2
町田	326	7	14	2	339	6	14	2	336	5	14	2	341	5	14	2	319	7	14	2
下府中	444	2	15	2	444	3	16	2	441	3	16	2	410	4	15	2	382	6	15	2
桜井	642	6	22	2	634	7	22	2	629	7	21	2	598	8	20	2	603	8	20	2
千代	634	7	22	2	638	9	21	2	611	8	20	2	584	6	20	2	584	12	20	2
下曾我	199	7	9	2	199	10	8	2	204	10	8	2	209	10	8	2	208	10	8	2
国府津	712	8	23	2	702	11	22	2	698	6	24	2	682	8	24	3	679	9	23	3
酒匂	516	9	21	3	514	7	20	3	497	4	18	2	467	3	17	2	451	2	15	2
片浦	58	1	7	1	57	1	7	1	55	0	6	0	64	0	6	0	69	0	6	0
曾我	111	5	8	2	115	5	8	2	103	4	8	2	96	3	8	2	95	4	8	2
東富水	654	2	21	2	632	1	20	1	619	2	19	1	597	6	20	2	609	5	21	2
前羽	154	2	7	1	150	2	7	1	149	2	7	1	149	1	7	1	145	1	7	1
下中	446	2	15	1	433	4	16	2	418	4	16	2	380	5	14	2	377	13	16	3
矢作	594	8	20	2	595	7	20	2	573	8	20	2	549	11	20	2	543	13	20	3
報徳	308	3	14	2	308	4	14	2	299	2	13	1	287	3	14	2	285	3	14	2
豊川	530	9	18	2	542	8	18	2	554	7	19	2	541	3	18	1	558	3	19	1
富士見	755	14	24	3	713	14	23	3	704	14	22	3	667	16	22	3	622	15	22	3
小学校計	10,774	154	401	51	10,635	160	394	51	10,425	145	390	48	10,048	149	381	49	9,866	165	379	51

中学校

(毎年度5月1日現在)

学校名	21年度				22年度				23年度				24年度				25年度			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
		特		特		特		特		特		特		特		特		特		特
城山	381	6	14	3	429	8	15	3	418	8	14	2	414	10	15	3	390	7	15	3
白鷗	346	3	12	2	331	7	12	2	301	9	11	2	313	8	11	2	320	4	11	2
白山	601	9	18	2	625	8	18	2	629	5	18	2	620	4	18	2	569	5	17	2
城南	237	2	9	2	231	3	9	2	238	7	10	2	226	5	9	2	223	9	9	2
鴨宮	597	5	19	2	574	7	18	2	576	11	17	2	594	10	18	2	620	7	19	2
千代	593	13	18	2	592	14	19	3	600	13	19	2	591	15	18	2	591	15	20	4
国府津	303	2	11	2	321	1	10	1	344	2	11	2	343	4	11	2	317	5	11	2
酒匂	684	9	20	2	652	13	21	3	620	15	21	4	602	14	20	4	582	11	18	3
片浦	16	0	2	0	平成22年3月31日閉校															
泉	659	4	19	1	632	2	19	1	633	1	18	1	641	7	19	2	633	8	18	1
橘	297	5	12	3	296	4	11	2	297	1	10	1	299	1	10	1	298	12	12	3
城北	464	9	15	2	425	8	14	2	419	8	14	2	462	6	15	2	456	6	15	2
中学校計	5,178	67	169	23	5,108	75	166	23	5,075	80	163	22	5,105	84	164	24	4,999	89	165	26
小・中学校合計	15,952	221	570	74	15,743	235	560	74	15,500	225	553	70	15,153	233	545	73	14,865	254	544	77

幼稚園

(毎年度5月1日現在)

幼稚園名	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
酒匂	137	5	127	4	120	4	104	4	114	4
東富水	116	4	98	4	110	4	121	4	111	4
前羽	21	2	20	2	17	2	18	2	28	2
下中	57	2	50	2	47	2	49	2	52	2
矢作	121	4	119	4	118	4	113	4	138	4
報徳	69	2	70	2	70	2	59	2	54	2
計	521	19	484	18	482	18	464	18	497	18

◇ 年度別教育費予算額・決算額

上段：当初予算額

下段：決算額（決算額は百円の位を合計額と合うように調整している。25年度は見込値。）

（単位：千円）

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一 般 会 計	55,400,000	57,500,000	58,200,000	58,331,100	58,700,000
	60,146,004	57,809,394	58,759,248	58,966,727	61,553,239
対前年度伸率（％）	0.18	3.79	1.22	0.23	0.63
	7.84	△ 3.88	1.64	0.35	4.39
教 育 費	5,828,025	5,021,176	4,955,333	5,692,455	5,484,594
	5,745,146	5,337,671	5,205,281	6,053,422	6,337,322
一般会計に占める割合（％）	10.52	8.73	8.51	9.76	9.34
	9.55	9.23	8.86	10.27	10.30
対前年度伸率（％）	8.04	△ 13.84	△ 1.31	14.88	△ 3.65
	△ 2.69	△ 7.09	△ 2.48	16.29	4.69
教 育 総 務 費	1,236,690	1,198,554	1,138,486	1,112,121	1,214,308
	1,162,557	1,162,646	1,091,860	1,110,825	151,423
小 学 校 費 ※	1,525,371	1,183,708	1,297,509	1,947,038	1,615,053
	1,552,371	1,475,418	1,607,787	2,162,290	2,189,414
中 学 校 費	801,493	455,935	443,221	610,500	426,856
	747,583	497,851	458,853	615,985	524,863
幼 稚 園 費	303,855	232,205	250,181	245,237	227,013
	279,039	220,525	238,874	245,511	228,187
社 会 教 育 費	1,574,757	1,588,277	1,459,396	1,480,946	1,702,624
	1,625,679	1,561,032	1,443,783	1,559,070	1,785,153
保 健 体 育 費	385,859	362,497	366,540	296,613	298,740
	377,917	420,199	364,124	359,741	458,282
（学校建設公社学校建設費）※	(303,500)			(628,535)	(421,140)
	(282,638)			(628,534)	(838,626)

※（学校建設公社学校建設費）は、小学校費を再掲

● 関係法令

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）＞

（平成 19 年 6 月 27 日改正 平成 20 年 4 月 1 日施行）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（抜粋）＞

（19 文科初第 535 号 平成 19 年 7 月 31 日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第 27 条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

①今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

②現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

平成 26 年度（平成 25 年度分）教育委員会事務の点検・評価報告書について、ご意見・ご質問がございましたら、下記連絡先にお寄せください。

お寄せいただいたご意見等につきましては、今後の施策・事業等の推進に当たっての参考にさせていただきます。

平成 26 年度（平成 25 年度分）
教育委員会事務の点検・評価報告書

平成 26 年 8 月 発行

編集・発行 小田原市教育委員会

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1671

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

議案第 24 号

公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について、議決を求める。

平成 26 年 8 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

1 移行のポイント

(1) 新制度への移行

- 国は、「公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢は基本的には取り得ない選択肢」との考えを示しており、公立幼稚園については新制度への移行が原則である。
- 下中幼稚園については、ニーズ調査や量の見込み算出結果から、3歳児保育や延長保育などの保育ニーズがある。

(2) 利用者負担額（保育料）

- 平成26年10月の新入園児募集時期に、市が定める新制度の保育料が決まらないことから、平成27年度については、公立幼稚園としての保育料を決める必要がある。
- 平成28年度からは、市が定める新制度の保育料（公立私立同額）とする。

(3) 低所得者対策（就園奨励費補助）

- 新制度の料金体系で対応することになる。
- 国は、公立幼稚園については全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園に係る国の就園奨励費補助は廃止する予定である。

(4) 通園区域

- 国は、「応諾義務が生じることなど新制度の趣旨から言うと通園区域を定めることは適当ではない。」との考えを示しており、通園区域を設定しないことが原則である。
- 通園区域を設定しない場合でも、通園バスの運行は考えていない（徒歩・自転車を原則とする）。

(5) 定員

- 定員は子ども・子育て会議の意見を聞いた上で市で決定するが、募集時には現在の定員で募集は可能であり、選抜方法も教育委員会で定める方法で可能である。

(6) その他

- 今後の公立幼稚園のあり方については、「小田原市子ども・子育て会議」の意見を聞くなどしながら検討を進め、必要に応じて順次事業実施していく。

2 移行の内容

項目	平成27年度	平成28年度
新制度への移行	全ての園を現行の幼稚園のまま新制度（給付対象施設）へ移行。	下中幼稚園を認定こども園へ移行。
利用者負担額（保育料）	市が定める新制度の料金体系（公立私立同額）。ただし、現行の8,500円を上限。	市が定める新制度の料金体系（公立私立同額）。
低所得者対策（就園奨励費補助）	市が定める新制度の料金体系（公立私立同額）で、上限8,500円での対応。	市が定める新制度の料金体系（公立私立同額）での対応。
通園区域	なし。	なし。
定員	現行どおり。	現行どおり。
その他	今後の公立幼稚園のあり方について検討（小田原市子ども・子育て会議へ意見聴取）。	子ども・子育て会議の意見を踏まえ、平成28年度から順次事業実施。

3 移行のスケジュール

平成26年

- 8月（中旬） ・私立幼稚園協会への説明 8/20（水）
- （下旬） ・小田原市子ども・子育て会議で報告 8/27（水）
- ・教育委員会定例会に付議 8/28（木）
- 9月（月上旬） ・市議会9月定例会 厚生文教常任委員会で報告 9/8（月）
- ・規則改正に伴うパブリックコメント実施
「小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則」改正
- （中旬） ・各園保護者会等で新制度移行の説明
- ・おだわらいふ（9/15号）、市HP等で申込み方法等周知
- 10月（月上旬） ・広報委員長会議で説明 10/3（金）
- （中旬） ・入園願書配布
- 12月（月上旬） ・市議会12月定例会 厚生文教常任委員会で条例議案審査

平成27年

- 4月 ・子ども・子育て支援新制度本格施行
- 5月以降 ・小田原市子ども・子育て会議へ、今後の公立幼稚園のあり方について意見聴取